

第1回定例会会議録

令和3年 3月 5日（金）

開 会 午前10時00分

―――日程第1 開会宣言―――

○議長（五味高明君） おはようございます。これより、令和3年第1回御代田町議会定例会を開会します。

ただいまの出席議員は14名、全員の出席であります。

理事者側も全員の出席であります。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

―――諸般の報告―――

○議長（五味高明君） 日程に入るに先立ち、事務局長に諸般の報告をさせます。
内堀議会事務局長。

（議会事務局長 内堀浩行君 登壇）

○議会事務局長（内堀浩行君）

諸般の報告

令和3年3月5日

1. 本定例会に別紙配付のとおり町長から議案第37件、報告1件、諮問1件が提出されています。
2. 監査委員より監査報告が別紙のとおりありました。
3. 本定例会に別紙配付した陳情文書表のとおり、陳情1件が提出され、受理しました。
4. 本定例会に説明のため町長ほか関係者に出席を求めました。
5. 本定例会における一般質問通告者は、池田るみ議員ほか8名であります。
6. 閉会中における報告事項は別紙のとおりです。

次の1ページから27ページは、監査委員の例月現金出納検査及び定期監査報告書ですので、後ほどご覧ください。

28ページの閉会中の報告事項につきましては、全員協議会の折に報告しますの

で、この場においては省略させていただきます。

以上です。

○議長（五味高明君） 以上をもって、諸般の報告を終わります。

―――日程第2 会期決定―――

○議長（五味高明君） 日程第2 会期決定の件を議題とします。

本定例会の会期は、あらかじめ議会運営委員会を開催し、審議しておりますので、議会運営委員長より報告を求めます。古越 弘議会運営委員長。

（議会運営委員長 古越 弘君 登壇）

○議会運営委員長（古越 弘君） それでは、報告いたします。

2月26日午前10時より、議会運営委員会を開催し、令和3年第1回御代田町議会定例会の提出の議案、一般質問等について審議日程を決定したので報告します。

本定例会に町長から提出された案件は、議案37件、報告1件、諮問1件の計39件であります。一般質問の通告者は9名であります。

12月定例会以後提出された陳情1件があり、受理しました。

これにより、会期は、本日より3月17日までの13日間とすることに決定しました。

次に、審議日程については、書類番号1の29ページをご覧ください。

第 1 日	3 月 5 日	金曜日	午前 10 時	開会	諸般の報告 会期の決定 会議録署名議員の指名 町長招集の挨拶 議案上程、議案に対する質疑 議案の委員会付託
第 2 日	3 月 6 日	土曜日		議案調査	
第 3 日	3 月 7 日	日曜日		議案調査	
第 4 日	3 月 8 日	月曜日	午前 10 時	一般質問	
第 5 日	3 月 9 日	火曜日	午前 10 時	一般質問	
第 6 日	3 月 10 日	水曜日	午前 10 時	町民建設経済常任委員会	

第 7 日	3 月 1 1 日	木曜日	午前 1 0 時	町民建設経済常任委員会
第 8 日	3 月 1 2 日	金曜日	午前 1 0 時	総務福祉文教常任委員会
第 9 日	3 月 1 3 日	土曜日		休会
第 1 0 日	3 月 1 4 日	日曜日		休会
第 1 1 日	3 月 1 5 日	月曜日	午前 1 0 時	総務福祉文教常任委員会
第 1 2 日	3 月 1 6 日	火曜日	午前 1 0 時	全員協議会
第 1 3 日	3 月 1 7 日	水曜日	午前 1 0 時	委員長報告 質疑・討論・採決 閉会

続いて、各常任委員会、全員協議会の会場、時間について報告いたします。

30 ページをお願いします。

町民建設経済常任委員会

3 月 1 0 日 水曜日 午前 1 0 時 委員会室 1・2

3 月 1 1 日 木曜日 午前 1 0 時 委員会室 1・2

総務福祉文教常任委員会

3 月 1 2 日 金曜日 午前 1 0 時 委員会室 1・2

3 月 1 5 日 月曜日 午前 1 0 時 委員会室 1・2

全員協議会開催日程

3 月 1 6 日 火曜日 午前 1 0 時 委員会室 1・2

以上です。

○議長（五味高明君） ただいまの議会運営委員長から報告のありましたとおり、本日より 3 月 1 7 日までの 1 3 日間としたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日より 3 月 1 7 日までの 1 3 日間に決しました。

――― 日程第 3 会議録署名議員の指名 ―――

○議長（五味高明君） 日程第 3 議会録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 1 2 5 条の規定により議長において

1 2 番 笹沢 武議員

1 3 番 市村千恵子議員

を指名します。

――町長招集あいさつ――

○議長（五味高明君） 日程第4 町長より議会招集の挨拶を願います。

小園町長。

（町長 小園拓志君 登壇）

○町長（小園拓志君） 議員の皆様には、年度末を迎えて何かとお忙しい時期にもかかわらず、ご出席を賜り、令和3年第1回御代田町議会定例会が開会できますことに、心から感謝を申し上げます。

また、今回久しぶりに傍聴席、一般の方もお入りいただけるということになりました。もちろんテレビで見ていただくのも大変いいことなんですけれども、ぜひ傍聴席にも、皆さん、足を運んでいただければ幸いに存じます。

さて、年末年始になって全国的に新規陽性者が爆発的に増加し始めた第3波の影響が当町においても見られるようになり、昨年12月には4例、年が明けて1月には21例が確認されました。いわゆる第2波の最中であった昨年8月5日に当町の1例目が確認されてから、これまでに28例が確認されているところであります。幸いにも1月20日の確認が最後となっております。

連日連夜、第一線で闘っておられる医療従事者の皆様をはじめ、人との接触機会の低減や県外への往来自粛等に現在もご協力いただいている町民の皆様、また、感染防止対策の徹底にご協力いただいている飲食店をはじめとする事業者の皆様など、全ての皆様に改めて感謝いたします。本当にありがとうございます。今後も「新たな日常生活」の定着と、人権に配慮にした冷静な行動について、引き続きご協力をお願い申し上げます。

新型コロナウイルス感染症ワクチン接種体制の進捗状況についてであります、現在、65歳以上の高齢者への接種開始に向けて準備を進めており、集団接種をエコールみよたのあつもりホールを中心に実施することを決定しております。個別接種につきましても、町内で実施していただけるように調整を進めているところです。

世間では集団接種か、個別接種かというところが議論されがちでありますけれど

も、そのほかにも重要なケースがありますので、主に3点について検討しております。

第1に、ご自宅で介護を受けているなど、外出できない場合は主治医の訪問診療による接種ができないか。第2に、入院中の場合は入院先医療機関での接種ができないか。第3に、高齢者施設等に入所されている場合は、入所施設内で嘱託委による接種ができないか。この3点について、関係機関との調整を続けてまいります。

接種の予約は、電話またはウェブで受け付けることとし、ワクチン到着日などの日程が決まり次第、予約が開始できるよう、こちらも着々と準備を進めているところであります。高齢者への接種は、おおむね2か月以内で実施し、引き続き基礎疾患のある方に、次に60歳以上65歳未満の方に、その次に一般の方への接種というように順次移行する予定となっております。

政府としてもまだまだ走っている最中、いまだ不確定な要素が非常に多いわけでありまして、ただいま申し上げました事項は、あくまでも現時点における予定です。今後も政府の決定にあわせて、町内医療機関等との調整を続け、その都度最善の方法へと見直しながら、ワクチンが配分された際に遅滞なく接種を進められるよう、入念に準備をいたします。できる限り早期に免疫の獲得者が増え、町民の皆様が安心して生活できるよう、全庁態勢で最優先課題として準備を進めているところであります。

飲食業・宿泊業者向けみよたん給付金についてであります。長野県は、感染症警戒レベル5（特別警報Ⅱ）を発出した小諸市、佐久市、軽井沢町及び当町などに対する特別警報Ⅱ発出市町村飲食業等支援交付金を新設しました。

この県交付金を活用し、会食自粛などにより経営に大きな影響を受けている町内の飲食業及び宿泊業者に対する町独自の支援策として、飲食業・宿泊業者向けみよたん給付金を実施することとしました。給付額は1事業者当たり30万円で、対象は最大120者ほど見込んでおります。既に先月22日から申請書の受付を開始し、昨日現在で78件受理しております。申請期限は、今月19日までとしていますので、対象となる事業者様は、お早めに申請手続をお願いいたします。

なお、県の交付金を活用しておりますが、町の財源も相当額使っているという状況でございます。

続きまして、小中学校給食費無償化の本格実施についてであります。

新型コロナウイルス感染症の影響による保護者の経済的な負担を緩和するため、一刻も早く給食費の無償化に着手することが必要と考えまして、昨年5月の臨時議会において当該予算の議決を頂き、昨年7月から町内の小中学校に通う児童生徒を対象として、暫定的に給食費を無償といたしました。

給食費の無償化は私の理念でありまして、選挙公約でもあります。子供たちが小学生、中学生へと大きく成長していく過程において、町としても心身ともに健やかな成長を支援していくことは不可欠です。

また、給食費の無償化によって生まれる家計の余裕を子供たちに投資していただくことにより、その効果は何倍にもなって町に返ってくるものと確信しておりますので、新年度以降は、給食費の無償化を本格実施させていただきます。

次に、今後3か年の介護保険料についてであります。

現在、当町の介護保険料基準月額が4,610円となっており、県内で2番目に低い金額です。介護保険料は、介護保険事業計画の策定にあわせ、3年ごとに見直すこととされており、令和3年度から令和5年度までの第8期の介護保険料を試算したところ、高齢化に伴う介護給付費の増加が見込まれることから、基準月額は5,300円程度が必要という結果となりました。

当町は、できる限り被保険者の皆様の負担を軽減し、安心して生活できる基盤を整えることで皆様の生活を支援したいと考えております。お互いに支え合うという御代田町介護保険事業計画の基本理念に基づき、御代田町介護保険基金を活用することと、人件費の一部を一般会計で負担することによりまして、新年度からの3年間の基準月額を4,610円に据え置くことといたしました。

これにより、予定どおり引き上げた場合と比較し、基準月額でお支払いいただいている方で年間8,000円ほど、また最高額、これは年収などによるんですけども、最高額をお支払いの方で、年間1万4,000円ほどの負担軽減となります。

次に、公共施設、街路灯、防犯灯等のLED化推進についてであります。

昨年12月に水銀汚濁防止法が施行され、国内照明器具メーカーが蛍光灯や水銀灯器具の製造を終了しております。今後、公共施設や防犯灯などのLED化は必須となります。特に防犯灯のLED化は、町と各区が負担する電気料や修繕費、ランプの球切れの頻度が高いことによる各区役員の皆さんの労力、これらをいずれも削減することに大きな効果があるわけでありましたが、事業費の確保が課題となってお

りまして、これまではなかなか進みませんでした。

私といたしましては、世間のLED化に関する流れ、コストや町民の労力の削減を考え、新年度から3年程度をかけて集中的に町内のLED化を進めるべく指示を出し、検討を進めてきてもらいました。

当初は、小学校、ハートピアみよた等のLED化を先行し、各区が管理する防犯灯は3年間、各年度均等にLED化を進める考えで、いずれも器材を一括購入し、施工していくという予定でありました。このプランでも、一度に大きな費用はかかるものの長期的にランニングコストが大きく圧縮されるため、ふるさと納税と町債を財源として何とか実行しようという考えでございました。

しかし、副町長を中心に検討を進めてもらっている中で、副町長就任前の民間企業での経験から、LED化のコストはもっと抑えられるのではないかという検討が進みました。その過程で、特に最重要候補としていたメーカーにコスト面で有利な手法に関してご提案をお願いしたところでもあります。すると、小中学校などの教育施設、保育園など10施設の工事費約5,800万円の削減効果に加え、10年間のランニングコストは約9,300万円の削減効果があることが分かりました。当然ですけれども、これは、ごめんなさい、リースということなんですけれども、当然ながら10年間リース料がかかってまいります。これが約8,100万円かかるわけでありましてけれども、先ほどの二つの削減効果との差引きで、10年間で約7,000万円の経費削減が期待できるということでございます。これまで町がかけてきた電気料を中心としたランニングコストの範囲内で、LED化が実現するということになります。

また、リースということでもありますので、期間終了後一斉撤去となるかなとも心配するわけでありましてけれども、今回の契約では、期間終了後、そのまま所有権が町に移管される取決めとなるため、実質的に町の所有となっていきます。したがって、この提案は、大変有利であるということで判断しまして、新年度の予算に計上いたしました。

今後、防犯灯や街路灯などの施設についても比較検討し、令和5年度までLED化促進事業に集中的に取り組んでまいります。

次に、タクシー利用助成券事業の拡充についてであります。

高齢者及び障害者の皆様にご利用いただいておりますタクシー利用助成事業につ

いて、新年度から2点を改正します。

1点目は、利用者の負担軽減を図るため、1枚400円の利用券を300円に値下げいたします。利用券は1枚1,000円で使える利用券であります。これを1枚400円の利用券、負担額を300円に値下げすると。2点目は、「通院、買物、公共施設及び金融機関等日常生活で必要とされるものに限る」という現行の利用目的制限を撤廃いたします。私としましては、この2点目がかかなり大きな変更かなと考えております。たとえ遊興目的の利用であっても、外出すること自体が精神的・身体的な健康保持につながる。その延長線上で、例えば医療費の抑制にも期待できるのかなと考えております。そういったことから、利用の目的制限の撤廃が適当と考えました。公共交通施策の一環として、より多くの皆様にご利用をお願いしたいと考えております。

次に、高齢者向け運転免許証自主返納促進事業の実施についてであります。

運転に不安を感じている高齢者の運転免許証の自主返納を支援し、悲惨な交通事故を少しでも減らすことを目的として、新年度から新たに高齢者向け運転免許証自主返納促進事業を実施します。この事業は、満70歳以上で運転免許証を自主返納された方の申請に基づき、1,000円分のタクシー券を24枚交付させていただくものであります。

次に、養護対象児童等への応援金給付事業についてです。

こちらも新年度から新たな事業としまして「御代田町未来へつなぐ応援給付金事業」を実施いたします。

この事業は、父母の死亡等により支援を必要としている子供たちの学業、生活自立、就労等の一助とし、子供たちの未来を応援するため、父母のない児童及び児童養護施設の入所者など社会的養護が必要な児童等を看護または養育している方に対して応援金を給付するものです。

財源はふるさと納税を活用しまして、対象となる児童等の小中学校入学時にそれぞれ5万円、高等学校入学時に10万円、高等学校等卒業時に20万円を給付します。

次に、緑地公園管理の明確化についてであります。

町内には、御代田町公園条例に規定している小規模な緑地公園が24か所あります。そのうち、平和台区の公園2か所、西軽井沢区の公園4か所、向原区の公園5か

所は、各区と町がそれぞれ覚書を締結し、これまでは維持管理の全てを各区に委ねていました。

近年、全国各地で公園遊具等の老朽化に起因し、利用者がけがをする事故が増えています。幸いにも当町ではそのような事故は確認されておりませんが、公園施設には安全基準が設けられており、基準に適合した修繕や施設の更新を行うことが管理者の義務とされています。平和台区からの要望を受けまして、これまでの取決めを改めて見直したところ、これまでの取決めでは、とにかく全てが区の負担になるということが書かれているだけでありました。

しかしながら、議員の皆様にもご想像いただけるとは思いますけれども、現実的に考えると、公園遊具やフェンスの修繕、高所作業車が必要な高木の処理など、経費も手間もかかる分野に関してまで区に丸ごとお願いするのは無理があります。

これまでの曖昧な取決めでは各区にご迷惑をおかけすることが予測され、小規模な緑地公園管理の責任範囲を明確にしておく必要がありましたので、平和台区長さん以外にも、西軽井沢区長さん、また向原区長さんとも協議しました。この協議の結果、町の責任として、公園遊具やフェンスなどの附帯施設の修繕や高所作業車が必要な高木の処理など、ハードの部分は町が管理すると。各区においては、引き続きですけれども、芝や植栽の管理、枝払いやごみ拾いなど、日常の維持管理は担っていただきたいということといたしました。今後も安全、安心な緑地公園の管理に努めてまいります。

次に、「THE HIRAMATSU軽井沢御代田」の開業についてであります。

株式会社ひらまつにより、塩野苗畑にて準備が進められてきました高級オーベルジュ「THE HIRAMATSU軽井沢御代田」は、晴れて今月16日、開業の運びとなりました。関係の皆様のご努力によりこの日を迎えられること、率直に喜びを感じております。

週末を中心に順調に予約が入っていると聞いておりますので、町としましても、町内物産の積極的な利用、もう既にかなり検討していただいておりますが、町内物産の積極的な利用や町内アクティビティとの連携などにおいて、オーベルジュの成功に向けてお願いや協力ができるものと思っております。当施設での食事は、原則、宿泊者のためのものではありませんが、株式会社ひらまつ様の地域密着の姿勢から、遠くない将来、地域の皆様への開放も検討されるものと思っております。引き続き皆様の

ご関心をお寄せいただき、これぞというお客様には「THE HIRAMATSU」へのご宿泊もお勧めいただけましたら幸いに存じます。

次に、ふるさと納税による自主財源の確保についてであります。

今年度は、年度当初に当町のふるさと納税情報を掲載するポータルサイトを増やしたものの、新型コロナウイルス感染症の経済に対する影響により、ポータルサイト単体ごとに見る限り、ふるさと納税の出足が鈍い傾向が出ておりまして、途中までは当初予算で皆様にお約束していた２億円到達ができるか、少々危ぶまれる状況でありました。

しかしながら、町による事業者への働きかけにより、新たな返礼品の開発が進んだこと、昨年９月後半からのふるさと納税の使い道をゲーム仕立てで公表していく専用サイト「みよたんクエスト」の開設、それに伴いツイッターで担当の地域振興係がふるさと納税アカウントを開設し連日発信を行うなど、地道かつ積極的な広報活動のおかげもありまして、１月末現在では約２億１,１７６万円の寄附を頂いております。これによりまして、当初予算の金額は達成したということであります。

ほぼ就任前でした一昨年度が４,３００万円ぐらいの着手でした。昨年度がその２.５倍であります約１億９００万円まで集めましたが、今年度はさらに昨年度の２倍を超える２億２,０００万円、今見ているとそれを超えてくるかなと思えますけれども、その辺りで着地すると思われまます。

先ほども申しました「THE HIRAMATSU 軽井沢御代田」の宿泊券も今後返礼品のラインナップに加えるなど、さらに対策を強化し、新年度も引き続き、大勢の皆様から多くのご寄附を頂けるよう積極的に取り組み、町民の皆様へ還元できるよう努めてまいります。議員の皆様方におかれましても、より一層のご協力をお願い申し上げます。

さて、本定例会に提案しました案件は、専決処分事項の報告２件、人事案１件、規約案１件、事件案５件、条例案１２件、当初予算案１１件、補正予算案５件、報告事項１件、諮問１件の計３９件であります。

専決処分事項の報告は、２件とも令和２年度一般会計補正予算についてです。主に新型コロナウイルス感染症のワクチン接種に関わる経費の補正と、長野県が新型コロナウイルスの感染警戒レベル５（特別警報Ⅱ）を発出した市町村を対象として交付する飲食業等支援交付金に関わる経費及び４月２５日に予定されている県選出

参議院議員補欠選挙の準備に関わる経費の補正です。それぞれ1月14日と2月5日に専決処分させていただいた旨を報告いたします。

人事案は、御代田財産区管理会委員の選任についてであります。今月31日をもって委員7名の任期4年が満了となりますので、新たな任期の委員選任についての議会の同意をお願いいたします。

規約案は、佐久広域連合規約の変更についてです。今月31日をもって佐久広域連合が運営する血液保管事業及び食肉流通センターを廃止すること等に伴う所要の規約変更について、構成11市町村それぞれの議会の議決をお願いするものです。

事件案は5件です。1件目の第5次御代田町長期振興計画基本構想の変更案については、新年度を初年度とし、令和7年度を目標年度とする後期基本計画の策定に当たり、その前提となる基本構想の変更について議会の議決をお願いいたします。

2件目から5件目は、公共施設の指定管理者の指定についてです。塩野コミュニティセンター、ハートピアみよた、草越集会所、馬瀬口創作館など、8つの施設それぞれの指定期間が今月31日をもって満了となります。4月1日からの5年間についても、引き続き現行の団体を指定管理者に指定したいため、議会の議決をお願いいたします。

条例案12件の主な理由は、長野県の統一方針や補助対象範囲の拡大に沿うもの、新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正によるもの、第8期介護保険事業計画に沿うもの、厚生労働省が定める各種基準の改定によるもの、消費税に関する特別措置法に基づくもの等により、町条例に関連する事項について新規制定が1件及び一部改正が11件ということであります。

令和3年度の当初予算11件は、第5次御代田町長期振興計画・後期基本計画の初年度として、この計画に掲げた事業を着実に推進するとともに、新型コロナウイルス感染症の影響により、税収をはじめとした自主財源の減少が避けられないことから、その他の財源の確保に最大限の努力をすることとし、全庁的に経費の削減を図りながら、一般会計については令和2年度に続いて財政調整基金を繰り入れることなく編成することができました。昨年度は、6年ぶりに財政調整基金を前提としない編成となりましたけれども、本年もそういった形でできたということでございます。

一般会計の予算規模は64億427万円で、前年比3億5,852万円、5.9%

の増加となっております。

主な歳入では、町税全体で22億7,737万円を計上し、前年比9,513万円の減額となっております。個人町民税はおおむね前年と同額の7億8,875万円、法人町民税は前年比8,544万円の減額で、1億1,460万円を計上しました。

固定資産税は、新型コロナウイルス感染症に係る中小企業等の家屋及び償却資産に関する課税標準の特例により、前年比1,181万円の減額で計上しました。この特例による減収分は、都市計画税の減収分とあわせて、新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金で補填されることとなっております。

地方交付税は、法人町民税の減収分などを見込み、前年比9,160万円の増額となっております。

国庫支出金は、新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金7,334万円、コロナ対応地方創生臨時交付金8,684万円を計上したため、前年比2億3,524万円の増額となっており、町債は、臨時財政対策債を3億1,700万円と見込み、公共施設等適正管理推進事業債などの有利な町債を活用することとして1億1,940万円の増額となっております。

歳出の主な事業は、令和5年度から都市再生整備計画事業を実施するため、立地適正化計画策定業務委託料789万円、都市再生整備計画策定業務委託料465万円を計上しました。

また、新型コロナウイルス感染症対策として、ワクチン接種対策事業経費8,576万円、みよたんのお持ち帰り割引大作戦！の継続を予定して事業経費1,200万円、みよたんプレミアム付商品券事業経費9,900万円、経営健全化支援資金等利子補給金事業経費1,300万円を計上しました。

このほか、向原橋など3橋の橋梁修繕事業、町道谷地沢大塚線及び町道七口線等の道路改良や道路修繕事業の実施をはじめ、社会資本整備総合交付金事業などの継続事業の実施を予定して1億7,642万円を計上し、議会のタブレット導入事業経費706万円、エコールみよたの空調機更新工事、文化財収蔵庫建設事業など新規の事業の予算を計上しました。

特別会計については、9つの特別会計の総額が37億6,855万円となり、前年比7,523万円、約2%の増額となっております。

国民健康保険事業勘定特別会計及び介護保険事業勘定特別会計は、保険給付費な

どの増額により、それぞれ前年比5,094万円及び6,238万円の増額となりました。

公共下水道事業特別会計は、ストックマネジメント計画策定業務が完了したことと、管路施設工事の減少などにより4,394万円の減額となっております。

また、公営企業会計であります御代田小沼水道事業会計は、資本的支出である建設改良費が増加したため、前年比4,086万円の増額となっております。

次に、令和2年度の補正予算案は5件です。一般会計補正予算案（第12号）は、歳入歳出総額からそれぞれ1億6,923万円を減額し、合計83億4,553万円とするものです。

歳入の主な内容は、個人町民税は4,434万円の増額となりますが、法人町民税は1億1,000万円の減額となるため、町税の合計では4,565万円の減額となります。

また、新型コロナウイルスの影響により減少した地方消費税交付金など4税に対する減収補填債7,855万円を増額するとともに、事業費の確定により不用額を減額したため、財政調整基金からの繰入額は1億31万円の減額となりました。

歳出の主な内容は、昨年12月に佐久平クリーンセンターが本格稼働したため、一般廃棄物処理委託料が2,292万円の減額、事業費の確定により道路橋梁費が3,717万円、消防費が1,777万円それぞれ減額となりました。

特別会計の補正予算案は4件です。国民健康保険事業勘定特別会計、介護保険事業勘定特別会計及び後期高齢者医療特別会計の3会計は、それぞれ保険給付費の増加により5,493万円の増額となり、これは3つあわせてということですね。公共下水道事業特別会計は、事業費の確定等により138万円の減額となりました。

報告事項の1件は、令和3年度御代田町土地開発公社の事業計画と予算の報告についてです。旧鉄道用地の売却1件、65万4,000円を予算計上し、2月17日に開催された理事会で承認されましたので報告いたします。

諮問の1件は、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてです。法務大臣から委嘱されている当町の人権擁護委員4名のうち、1名の任期が満了となるため。新たな委員を推薦したいので、議会の意見を求めるものです。

以上、概要を申し上げましたが、詳細につきましては、それぞれ担当課長が説明いたしますので、ご審議いただき、原案どおりのご採決を頂けますようお願い申し

上げまして、令和3年第1回御代田町議会定例会招集の挨拶とさせていただきます。
以上です。

○議長（五味高明君） これより議案を上程します。

―――日程第5 議案第1号 専決処分事項の報告について

（令和2年度御代田町一般会計補正予算第10号）―――

○議長（五味高明君） 日程第5 議案第1号 専決処分事項の報告についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

荻原企画財政課長。

（企画財政課長 荻原春樹君 登壇）

○企画財政課長（荻原春樹君） 議案書の4ページをお開きください。

議案第1号 専決処分事項の報告について

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり専決したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和3年3月5日 提出

御代田町長 小園拓志

5ページをお願いいたします。

専第1号 専決処分書

地方自治法第179条第1項の規定により、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認められるので専決処分する。

令和3年1月14日 専決

御代田町長 小園拓志

専決処分したのは、令和2年度御代田町一般会計補正予算（第10号）です。

こちらは、1月15日付、議会全員協議会で説明をいたしました新型コロナウイルスワクチン接種事業の補正予算でございます。一日も早い予算執行が必要であったため、1月14日付で専決処分しました。

予算書の1ページをお願いいたします。

令和2年度御代田町の一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,744万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ85億526万4,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

2ページをお願いいたします。

こちらの第1表 歳入歳出予算補正です。

初めに歳入ですが、款15国庫支出金、項2国庫補助金1,744万円の増額は、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金でございます。歳入合計1,744万円でございます。

次の3ページをお願いいたします。

歳出です。

款4衛生費、項1保健衛生費1,824万6,000円の増額は、ワクチン接種券策定業務委託料571万1,000円、ワクチン接種の医師委託料308万円、ワクチン接種の予約システムの導入等の経費を計上しております。

款14予備費です。80万6,000円の減額でございます。歳出合計は1,744万円となっております。

説明は以上です。ご審議の上、お認めいただくようお願いいたします。

○議長(五味高明君) 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。

市村議員。

○13番(市村千恵子君) 議席番号13番、市村千恵子です。

1点、お聞きいたします。

新型コロナワクチンの予防接種ということでもありますけれども、一般財源が80万6,000円となっているわけですが、100%国費ではないのか。それから、その補助対象にならないものというのは、何なのかをちょっとお聞きしたいです。

○議長(五味高明君) 阿部保健福祉課長。

○保健福祉課長(阿部晃彦君) この予算につきましては、未確定な部分が多い中での計上でございました。

この中で、2月接種予定の医療従事者分の予防接種の委託料、こちらを見込んで

おりましたが、この中で国が設けた基準額と、町が実際に定期予防接種で行っている委託料との間に開きがございました。この差額分について一般財源で計上とさせていただきます。

その後、この接種に係る費用については、国庫補助金ではなく、国庫負担金の対象になるというふうになりまして、今議会に提出しております第12号補正予算案の中で、補助金から負担金への組替え、財源の変更を実施しております。

また、その後、自治体に発生する接種に係る費用は、国が全額負担するという措置がございまして、国の基準額を超える委託料につきましては、負担金ではなく補助金の対象とするということを確認してございます。これによりまして、実際の支出に当たりましては、一般財源の負担は必要ないという形になるものでございます。

以上です。

○議長（五味高明君） 市村議員。

○13番（市村千恵子君） 終わります。

○議長（五味高明君） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

お諮りします。本案は討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、議案第1号を採決します。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手多数であります。よって、議案第1号 専決処分事項の報告については、原案のとおり承認することに決しました。

―――日程第6 議案第2号 専決処分事項の報告について―――

（令和2年度御代田町一般会計補正予算第11号）―――

○議長（五味高明君） 日程第6 議案第2号 専決処分事項の報告についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

荻原企画財政課長。

(企画財政課長 荻原春樹君 登壇)

○企画財政課長(荻原春樹君) 議案書6ページをお開きください。

議案第2号 専決処分事項の報告について

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり専決したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和3年3月5日 提出

御代田町長 小園拓志

7ページをお開きください。

専第2号 専決処分書

地方自治法第179条第1項の規定により、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認められるので専決処分する。

令和3年2月5日 専決

御代田町長 小園拓志

専決処分いたしましたのは、令和2年度御代田町一般会計補正予算(第11号)についてです。

こちらは、2月10日付の議会全員協議会で説明をいたしました参議院議員長野県選出議員補欠選挙費と新型コロナの経済対策事業費の補正予算となっております。一日も早い予算執行が必要であったため、2月5日付で専決いたしました。

次の補正予算書の1ページをお開きください。

令和2年度御代田町の一般会計補正予算(第11号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ950万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ85億1,476万4,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

2 ページをお願いいたします。

第 1 表 歳入歳出予算補正、歳入でございます。

款 1 6 県支出金、項 2 県補助金、補正額 9 5 0 万円の増額です。こちらは、特別警報Ⅱ発出市町村の飲食事業等支援交付金 9 5 0 万円でございます。歳入合計 9 5 0 万円となっております。

次の 3 ページをお願いいたします。

歳出、款 2 の総務費、項 4 選挙費 6 7 万 1, 0 0 0 円につきましては、参議院議員長野県選出議員補欠選挙費の増額でございます。告示前に必要な人件費、消耗品、開票会場の通信回線の設定委託料となっております。

款 7、項 1 の商工費 3, 6 0 2 万 9, 0 0 0 円となっております。こちらは、新型コロナウイルス感染拡大から影響の大きい飲食店、宿泊業者に対しまして、1 事業者当たり 3 0 万円の給付金を給付するため、飲食業・宿泊向けみよたん給付金 3, 6 0 0 万円と郵送料 2 万 9, 0 0 0 円を補正をしております。

款 1 4、項 1 の予備費 2, 7 2 0 万円の減額でございます。歳出合計 9 5 0 万円でございます。

4 ページは、「第 2 表 債務負担行為」でございます。

事項、参議院長野県選出議員補欠選挙、期間は令和 2 年から令和 3 年度まで、限度額 7 6 9 万円でございます。こちらは、参議院の長野県選出議員補欠選挙の一部で、令和 2 年度中に発注し、令和 3 年度にまたがって実施しなければならない業務があるため、債務負担行為を計上するものでございます。

説明は以上です。ご審議の上、お認めいただくようお願いいたします。

○議長（五味高明君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。

市村議員。

○1 3 番（市村千恵子君） 議席番号 1 3 番、市村千恵子です。

お聞きいたします。ページ 8 ページなんですけれども、先ほど説明がありました款 7 商工費、項 1 商工費、目 1 の商工振興費の説明の欄の新型コロナ経済対策事業ということで、3, 6 0 2 万 9, 0 0 0 円の内容があったんですけれども、ちょっと具体的にその対象者が飲食・宿泊業に絞られているという点と、内容ですね。それと町長の招集挨拶にもありましたけど、現在の申請状況。それでホームページのほ

うを見れば、2月22日から3月19日まで消印有効というふうになっているわけですが、何かちょっと期間がかなり短いようなふうにも思うわけですが、期間の延長の考えはあるのか、その点についてお願いしたいのと。

それから、提出書類というのは、前回、御代田の事業者向けの給付金を行っているので、大分そこら辺は簡素化されているのかですね、前回と比べて。聞くところによれば、もう書類を郵送いただいたということで、申請を上げているという話もあるわけですが、そこには漏れはないのか、お願いしたいと思います。

○議長（五味高明君） 大井産業経済課長。

○産業経済課長（大井政彦君） お答えいたします。

この給付金につきましては、長野県が新型コロナウイルス特別警報を発出した当町を含む県内自治体に対して、特別警報Ⅱ発出市町村飲食業等支援交付金が交付されることに伴って、会食の自粛などにより経営に大きな影響が出ている町内の飲食業及び宿泊業者に対して当該交付金を活用し、町独自の支援策として、1事業者当たり一律30万円の給付金を支給するものでございます。

当町では、昨年5月から9月末まで事業者向けみよたん給付金を支給しておりまして、その際の飲食業及び宿泊業の受給者は97者であったことから、この97者にプラスアルファして最大120者の申請を見込みました。このことから120者に30万円で、合計3,600万円を計上したものでございます。現在の申請件数は、町長の招集挨拶にもありましたように78件となっております。

申請期間につきましては、今回の事業が県の交付金を活用するため、原則として年度内に支払いまで全て完了することとされていること。また、前回の事業者向けみよたん給付金を受給された事業者に対しては、既に個別に申請書様式を同封した案内を出していることなどから、延長は考えてございません。

提出書類の簡略化につきましては、事業者向けみよたん給付金を支給された事業者は、確定申告書の写しや本人確認書類、振込口座に係る情報を把握しているところから、添付を省略して対応しています。ですから、現在こちらで事業者のほうで、事業者向けで実績のある店舗につきましては、漏れはないということでございます。

以上です。

○議長（五味高明君） 市村議員。

○13番（市村千恵子君） 終わります。

○議長（五味高明君） ほかに質疑のある方はいらっしゃいますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

お諮りします。本案は討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、議案第2号を採決します。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手多数であります。よって、議案第2号 専決処分事項の報告については、原案のとおり承認することに決しました。

―――日程第7 議案第3号 御代田財産区管理会委員の選任について―――

○議長（五味高明君） 日程第7 議案第3号 御代田財産区管理会委員の選任についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

荻原企画財政課長。

（企画財政課長 荻原春樹君 登壇）

○企画財政課長（荻原春樹君） 議案書の8ページをお開きください。

議案第3号 御代田財産区管理会委員の選任について

下記の者を、御代田財産区管理会の委員に選任したいから、御代田財産区管理会協議書第3条の規定により、議会の同意を求める。

記といたしまして

上原春雄氏、土屋延男氏、市川仁吉氏、樋田興一郎氏、武井 武氏、土屋 始氏、櫻井 税氏、の7名です。

令和3年3月5日 提出

御代田町長 小園拓志

こちらは、令和3年3月31日付で任期満了となり、御代田地区7区から推薦を頂きました7名の委員の選任について、同意をお願いするものです。

同意を頂けましたら、委員の任期は令和3年4月1日から令和7年3月31日ま

での4年間となります。

説明は以上です。ご審議の上、ご同意いただくようお願いいたします。

○議長（五味高明君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

お諮りします。本案は討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、議案第3号を採決します。

本案は、原案のとおり専任することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手多数であります。よって、議案第3号 御代田財産区管理会委員の選任については、原案のとおり同意することに決しました。

―――日程第8 議案第4号 佐久広域連合規約の変更について―――

○議長（五味高明君） 日程第8 議案第4号 佐久広域連合規約の変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

荻原総務課長。

（総務課長 荻原 浩君 登壇）

○総務課長（荻原 浩君） 議案書の9ページをご覧ください。

議案第4号 佐久広域連合規約の変更について

地方自治法第291条の3第1項の規定により、別紙のとおり変更したいので、議会の議決をお願いいたします。

令和3年3月5日 提出

御代田町長 小園拓志

議案書、次の10ページ、11ページは改め文でございます。

めくっていただきまして、12ページの新旧対照表をご覧ください。

右側、改正前の第4条です。広域連合の処理する事務から、第4号の血液保管所

の設置及び管理に関する事務及び第6号のと畜場施設の設置及び管理に関する事項を削り、第5号と第7号から第18号までの号を繰り上げるものでございます。

次の13ページをごらんください。

こちら右側、改正前の第5条、広域計画の項目から、同じく第4号の血液保管所の設置及び管理に関すること及び第6号のと畜場施設の設置及び管理に関することを削り、第5号と第7号から第18号までの号を繰り上げるものでございます。

これにあわせまして、次の14ページにつきましては、こちら右側、改正前の別表から4の項と6の項を削り、5の項と7の項から、次の15ページ、18の項までを繰り上げるものでございます。

次の16ページ、右側の改正につきましては、備考の4の平成17年度末までに借り入れた消防救急車両の購入に係る地方債の償還が、全て終了したため、削りまして、備考5と備考6を1号ずつ繰り上げるものでございます。

附則としまして、この規約は、構成する11市町村それぞれの議会議決及び、今月29日に開催予定の広域連合議会の議決を経まして、本年の4月1日から施行するものでございます。

以上のとおり、ご審議をお願いいたします。

○議長（五味高明君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑に入ります。質疑のある方は、挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

この際、暫時休憩とします。

（午前11時01分）

（休 憩）

（午前11時12分）

○議長（五味高明君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

――― 日程第9 議案第5号 第5次御代田町長期振興計画基本構想の

変更案について―――

○議長（五味高明君） 日程第9 議案第5号 第5次御代田町長期振興計画基本構想の変更案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

荻原企画財政課長。

(企画財政課長 荻原春樹君 登壇)

○企画財政課長(荻原春樹君) 議案書17ページをお開きください。

議案第5号 第5次御代田町長期振興計画基本構想の変更案について

御代田町議会の議決に付すべき事件に関する条例第2条の規定により、第5次御代田町長期振興計画基本構想の変更について、別冊のとおり議会の議決を求める。

令和3年3月5日 提出

御代田町長 小園拓志

こちらにつきましては、第5次長期振興計画後期5か年の基本計画の策定に当たり、平成28年3月に策定いたしました第5次御代田町長期振興計画の基本構想の一部を変更するため、議会の議決をお願いするものでございます。

資料の19ページをお開きください。

1点目の変更は、本基本構想の体系図でございます。

歴史と伝統を守り、真の自立を目指す。

「文化・高原公園都市 御代田」の上に、超長期目標2万人公園都市構想をこれまで掲げてまいりました。

議案書の23、24ページをお開きください。

こちらのまちづくりの考え方の3番に、2万人公園都市構想の理念として追加をさせていただきます。これは、第3次の長期振興計画から掲げてまいりました超長期目標2万人公園都市構想について、今後も御代田町のまちづくりの根幹をなす理念として位置づけ、定住人口、関係人口の増加を図ることとしております。

26ページをお開きください。

2点目の変更は、31ページ上段までの第1章、第1節の主要指標の変更でございます。こちらにつきましては、平成27年度の国勢調査数値と、令和2年度の国勢調査の概算数値を用いまして、人口、世帯数を推計し直し、数値の置き換えと追加をさせていただきます。

53ページをお開きください。

3点目の変更でございますが、こちらは33ページからの第2章 施策の大綱の第4節 個性あふれる競争力ある産業振興のまちをつくり出すの6項目といたしま

して、移住者の誘導による定住の促進を追加いたします。

こちらは、これまで長期目標 2 万人公園都市構想に基づき移住施策を推進してまいりましたが、施策の大綱に位置づけがなかったため、新たに位置づけを明確に表したものでございます。

以上、主な改正点を申し上げましたが、詳細につきましては、両常任委員会で説明をさせていただきます。

説明は、以上となります。ご審議のほうをお願いいたします。

○議長（五味高明君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑に入ります。質疑のある方は、挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

―――日程第 10 議案第 6 号 御代田町コミュニティセンターの

指定管理者の指定について―――

○議長（五味高明君） 日程第 10 議案第 6 号 御代田町コミュニティセンターの指定管理者の指定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

荻原企画財政課長。

（企画財政課長 荻原春樹君 登壇）

○企画財政課長（荻原春樹君） 議案書の 57 ページをお開きください。

議案第 6 号 御代田町コミュニティセンターの指定管理者の指定について

下記の者を御代田町コミュニティセンターの指定管理者として指定したいから、御代田町公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第 4 条第 1 項の規定により、議会の議決を求める。

記といたしまして

施設の名称 塩野地区コミュニティセンター

施設の所在 御代田町大字塩野 799 番地 3

指定管理者 御代田町塩野区

指定の期間 令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

令和 3 年 3 月 5 日 提出

御代田町長 小園拓志

こちらは、塩野地区コミュニティセンターの指定管理機関が、本年3月31日をもって満了となるため、4月1日から引き続き、5年間について塩野区を指定管理者に指定するものです。

説明は、以上です。ご審議をお願いいたします。

○議長（五味高明君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑を行います。質疑のある方は、挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

お諮りします。本案は討論を省略し、直ちに採決したいと思えます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、議案第6号を採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手多数であります。よって、議案第6号 御代田町コミュニティセンターの指定管理者の指定については、原案のとおり決しました。

―――日程第11 議案第7号 御代田町地域福祉センターの

指定管理者の指定について―――

○議長（五味高明君） 日程第11 議案第7号 御代田町地域福祉センターの指定管理者の指定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

阿部保健福祉課長。

（保健福祉課長 阿部晃彦君 登壇）

○保健福祉課長（阿部晃彦君） 議案書58ページをお願いいたします。

議案第7号 御代田町地域福祉センターの指定管理者の指定について

下記の者を御代田町地域福祉センターの指定管理者として指定したいから、御代田町公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第4条第1項の規定により、議会の議決を求めるものです。

記といたしまして

施設の名称 御代田町地域福祉センター
施設の所在 御代田町大字御代田 1 7 7 2 番地 1
指定管理者 御代田町社会福祉協議会
指定の期間 令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで

令和 3 年 3 月 5 日 提出

御代田町長 小園拓志

3 月 3 1 日で指定期間が満了となるため、引き続き指定をするものでございます。
ご審議をお願いいたします。

○議長（五味高明君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑を行います。質疑のある方は、挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

お諮りします。本案は討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、議案第 7 号を採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手多数であります。よって、議案第 7 号 御代田町地域福祉センターの指定管理者の指定については、原案のとおり決しました。

―――日程第 1 2 議案第 8 号 御代田町農村研修施設の

指定管理者の指定について―――

○議長（五味高明君） 日程第 1 2 議案第 8 号 御代田町農村研修施設の指定管理者の指定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

大井産業経済課長。

（産業経済課長 大井政彦君 登壇）

○産業経済課長（大井政彦君） 議案書 5 9 ページをご覧ください。

議案第 8 号 御代田町農村研修施設の指定管理者の指定についてをお願いいたします。

下記の者を御代田町農村研修施設の指定管理者として指定したいから、御代田町の公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第 4 条第 1 項の規定により、議会の議決を求めます。

記といたしまして

- | | |
|----------|----------------------------|
| 1. 施設の名称 | 御代田町転作促進研修施設東部地区集会所 |
| 施設の所在 | 御代田町大字草越 4 1 0 番地 1 |
| 指定管理者 | 御代田町草越区 |
| 2. 施設の名称 | 御代田町転作促進研修施設北部地区集会所 |
| 施設の所在 | 御代田町大字御代田 4 1 0 8 番地 4 6 6 |
| 指定管理者 | 御代田町西軽井沢区 |
| 3. 施設の名称 | 御代田町転作促進研修施設南部地区集会所 |
| 施設の所在 | 御代田町大字御代田 3 8 4 6 番地 |
| 指定管理者 | 御代田町児玉区 |
| 4. 施設の名称 | 御代田町転作促進研修施設西部地区集会所 |
| 施設の所在 | 御代田町大字御代田 2 1 5 8 番地 |
| 指定管理者 | 御代田町荒町区 |
| 5. 施設の名称 | 御代田町麦、大豆生産振興センター |
| 施設の所在 | 御代田大字御代田 1 7 7 2 番地 2 |
| 指定管理者 | 御代田町上宿区 |

指定の期間は、令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日までです。

令和 3 年 3 月 3 1 日、期間満了をもって現行の指定管理者との更新をしたいというふうに考えております。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

令和 3 年 3 月 5 日 提出

御代田町長 小園拓志

○議長（五味高明君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑を行います。質疑のある方は、挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

お諮りします。本案は討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、議案第 8 号を採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手多数であります。よって、議案第 8 号 御代田町農村研修施設の指定管理者の指定については、原案のとおり決しました。

―――日程第 13 議案第 9 号 御代田町農家高齢者創作活動施設の

指定管理者の指定について―――

○議長(五味高明君) 日程第 13 議案第 9 号 御代田町農家高齢者創作活動施設の指定管理者の指定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

大井産業経済課長。

(産業経済課長 大井政彦君 登壇)

○産業経済課長(大井政彦君) 議案書 60 ページをご覧ください。

議案第 9 号 御代田町農家高齢者創作活動施設の指定管理者の指定について

下記の者を御代田町農家高齢者創作活動施設の指定管理者として指定したいから、御代田町公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第 4 条第 1 項の規定により、議会の議決を求めます。

記といたしまして

- | | |
|----------|------------------------------------|
| 1. 施設の名称 | 御代田町高齢者創作館 |
| 施設の所在 | 御代田町大字馬瀬口 6 3 2 番地 6 |
| 指定管理者 | 御代田町馬瀬口区 |
| 指定の期間 | 令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで |

令和 3 年 3 月 5 日 提出

御代田町長 小園拓志

こちら、令和 3 年 3 月 3 1 日に指定の期間が満了になるため、現行の指定管理者との契約更新になります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（五味高明君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑を行います。質疑のある方は、挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

お諮りします。本案は討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、議案第9号を採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手多数であります。よって、議案第9号 御代田町農家高齢者創作活動施設の指定管理者の指定については、原案のとおり決しました。

―――日程第14 議案第10号 御代田町国民健康保険税条例の

一部を改正する条例案について―――

○議長（五味高明君） 日程第14 議案第10号 御代田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

阿部保健福祉課長。

（保健福祉課長 阿部晃彦君 登壇）

○保健福祉課長（阿部晃彦君） 議案書の61ページをお開きください。

議案第10号 御代田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案について御代田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり提出する。

令和3年3月5日 提出

御代田町長 小園拓志

62ページが改正条例案、63ページが新旧対照表となっております。

こちらの改正でございますが、令和3年度からの国民健康保険税資産割を医療給付費分で2.0ポイント、後期高齢者支援金分で1.5ポイント、介護納付金分で1.0ポイント、あわせて4.5ポイントを引き下げるよう改正を行うものでございます。

内容でございますが、第4条中、医療給付費分の資産割を「100分の13」に改めます。

第7条中、後期高齢者支援金の資産割を「100分の10.5」に改めます。

第9条中、介護納付金分の資産割を「100分の3.5」に改めます。

附則です。第1条で、施行期日を令和3年4月1日からとし、第2条で経過措置を設けております。

説明は以上です。ご審議をお願いいたします。

○議長（五味高明君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑を行います。質疑のある方は、挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

―――日程第15 議案第11号 御代田町国民健康保険条例の

一部を改正する条例案について―――

○議長（五味高明君） 日程第15 議案第11号 御代田町国民健康保険条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

阿部保健福祉課長。

（保健福祉課長 阿部晃彦君 登壇）

○保健福祉課長（阿部晃彦君） 議案書の64ページをお開きください。

議案第11号 御代田町国民健康保険条例の一部を改正する条例案について

御代田町国民健康保険条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり提出いたします。

令和3年3月5日 提出

御代田町長 小園拓志

65ページが改正条例案、66ページが新旧対照表となっております。

改正の理由でございます。

新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律が公布され、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナウイルス感染症の法的位置づけが変更されました。

国民健康保険条例の新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金に関する部分で設けております規定を改正するものでございます。

改正の内容ですが、附則第4条第1項中、新型コロナウイルス感染症の規定を「新型コロナウイルス（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。）」に改めるものでございます。

附則ですが、この条例は、公布の日から施行といたします。

説明は、以上です。ご審議をお願いいたします。

○議長（五味高明君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑を行います。質疑のある方は、挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

―――日程第16 議案第12号 御代田町介護保険条例の

一部を改正する条例案について―――

○議長（五味高明君） 日程第16 議案第12号 御代田町介護保険条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

阿部保健福祉課長。

（保健福祉課長 阿部晃彦君 登壇）

○保健福祉課長（阿部晃彦君） 議案書の67ページをお開きください。

議案第12号 御代田町介護保険条例の一部を改正する条例案について

御代田町介護保険条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり提出いたします。

令和3年3月5日 提出

御代田町長 小園拓志

68ページが改正条例案、69ページが新旧対照表となっております。

改正の理由でございますが、介護保険料は、介護保険事業計画の計画年度にあわせて3年ごとに見直しを行います。

令和3年度からの第8期介護保険事業計画において、保険料の変更はございませ

んが、令和2年度までと定めている保険料率の対象年度を令和3年度からの3年間とするため、改正を行うものでございます。

内容ですが、第6条第1項中、介護保険料率の対象年度を「令和3年度から令和5年度まで」に変更をいたします。

附則ですが、第1項で施行期日を令和3年4月1日からとし、第2項で経過措置を設けております。

説明は、以上です。ご審議をお願いいたします。

○議長（五味高明君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑を行います。質疑のある方は、挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

―――日程第17 議案第13号 御代田町指定居宅介護支援等の事業の従業者

及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例案について―――

○議長（五味高明君） 日程第17 議案第13号 御代田町指定居宅介護支援等の事業の従業者及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

阿部保健福祉課長。

（保健福祉課長 阿部晃彦君 登壇）

○保健福祉課長（阿部晃彦君） 議案書70ページをお開きください。

議案第13号 御代田町指定居宅介護支援等の事業の従業者及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例案について

御代田町指定居宅介護支援等の事業の従業者及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出いたします。

令和3年3月5日 提出

御代田町長 小園拓志

71ページから74ページが改正条例案、75ページから80ページが新旧対照表となっております。

こちらの改正の理由でございますが、居宅介護支援とは、介護支援専門員が要介

介護認定者に対するケアプランを作成し、安心して介護サービスが利用できるよう支援することを言います。

介護支援専門員は、ケアマネジャーとも呼ばれますが、この条例はケアマネジャーが属する事業所の従業者や運営の基準を定めたものでございます。

現在、町内には、二つの事業所がございます。令和3年度からの国の省令の改正に伴いまして、所要の改正を行うものでございます。

内容ですが、今回の議会で、関連する三つの条例改正及び一つの条例制定を上程しております。

こちらは、全てに共通する主な改正内容になりますけれども、まず1点目といたしまして、感染症対策の強化。

こちらは、介護サービス事業者に感染症の発症及び蔓延防止に関する取組の徹底を求める観点から、委員会の開催、指針の整備、研修や訓練の実施を義務づけるものでございます。

2点目といたしまして、業務継続に向けた取組の強化。

感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、介護サービス事業者を対象に業務継続に向けた計画等の策定、研修や訓練の実施を義務づけます。

3点目ですが、ハラスメント対策の強化。

介護サービス事業者のハラスメント対策を強化する観点から、介護サービス事業者に対し、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律等におけるハラスメント対策を求めます。

4点目といたしまして、会議や多職種連携におけるICTの活用。

こちらは運営基準において実施が求められる各種会議等について、感染防止や多職種連携促進の観点から、テレビ電話等を活用しての実施を認めるよう見直しを図るものでございます。

5点目ですが、利用者への説明・同意等に係る見直し。

利用者の利便性向上や介護サービス事業者の業務負担軽減の観点から、ケアプランや重要事項説明書等に係る利用者等への説明、同意のうち、書面で行うものについて、電磁的記録による対応を原則認めることとするものでございます。

6点目といたしまして、記録の保存等に係る見直し。

こちらは介護サービス事業者の業務負担軽減を図る観点から、介護サービス事業者における諸記録の保存、交付等について、原則として電磁的な対応を認めることとするものでございます。

7点目、運営規程等の掲示に係る見直し。

こちらは利用者の利便性向上や介護サービス事業者の業務負担軽減の観点から、運営規程等の重要事項について、事業所での掲示だけでなく、事業所に閲覧可能な形で備え置くことを可能とするものでございます。

8点目、高齢者虐待防止の推進でございます。

介護サービス事業所を対象に利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、虐待の発生またはその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施とともに、これらの措置を適切に実施するための担当者を定めることを義務づけるものでございます。

9点目が、情報の収集・活用とPDCAサイクルの推進。

全てのサービスについて、国のシステムを活用した計画の作成や事業所単位でのPDCAサイクルの推進、ケアの質の向上を推奨するものです。

この今申し上げました9項目が、共通の改正事項となっております。

このほか、この居宅介護支援としましては、質の高いケアマネジメントの推進を図る目的で作成したケアプランにおける訪問介護、通所介護、福祉用具貸与等の各サービスの割合及び同一事業者によって提供されたものの割合を利用者に説明するものとします。

それから、もう一点、生活援助の訪問回数が多い利用者への対応として、区分支給限度基準額の利用割合が高く、かつ訪問介護が利用サービスの大部分を占める等のケアプランを作成する事業者を事業者単位で抽出するといった点検・検証の仕組みを導入するものでございます。

長くなりますが、すみません。条ごとに説明をさせていただきます。

第4条に、虐待防止、情報の収集・活用に関する2項を追加いたします。

第7条に、作成したケアプランのサービスごとの割合について、利用者へ説明することを追加いたします。

第15条に、会議におけるテレビ電話の活用や生活援助の訪問回数が多い利用者への対応を追加いたします。

第20条で、虐待防止について運営規程に定めるものとします。

第21条に、ハラスメント対策について追加をいたします。

第21条の2として、業務継続計画の策定等の項目を追加いたします。

第23条の2として、感染症の予防及び蔓延防止のための措置の項目を追加いたします。

第24条に重要事項の掲示を閲覧可能な書面での備えつけも可能とする項目を追加いたします。

第29条の2として、虐待の防止に関する項目を追加いたします。

第33条として、各種書面で行うものとされているものについて、電磁的記録を可能とする項目を追加いたします。

附則でございますけれども、令和3年4月1日から施行します。ただし、第15条第18号の2の次に号を加える改正規定については、令和3年10月1日からの施行でございます。

また、虐待の防止、業務継続計画の策定、感染症の予防及び蔓延防止のための対応に係る経過措置といたしまして、令和6年3月31日までの3年間を設けております。

説明につきましては、以上です。ご審議をお願いいたします。

○議長（五味高明君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑を行います。質疑のある方は、挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

―――日程第18 議案第14号 御代田町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について―――

○議長（五味高明君） 日程第18 議案第14号 御代田町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

阿部保健福祉課長。

（保健福祉課長 阿部晃彦君 登壇）

○保健福祉課長（阿部晃彦君） 議案書 81 ページをお開きください。

議案第 14 号 御代田町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について

御代田町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり提出いたします。

令和 3 年 3 月 5 日 提出

御代田町長 小園拓志

82 ページから 96 ページが改正条例案、97 ページから 133 ページが新旧対照表となっております。

改正の理由でございます。

地域密着型サービスは、住み慣れた地域での生活を支えるためのサービスです。原則として、利用は町民に限られ、町が指定・指導監督の権限を持ちます。

町には、認知症対応型通所介護が 1 か所、認知症対応型共同生活介護が 2 か所ございます。令和 3 年度からの国の省令の改正に伴いまして、所要の改正を行うものでございます。

内容につきましてですが、先ほど説明しました 9 項目について、この条例におきましても追加をしております。

条ごとの説明でございますけれども、第 3 条に、虐待防止、情報の収集・活用に関する 2 項を追加いたします。

第 4 条から第 44 条は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護に対して、さきに説明しました 9 項目を追加してございます。

以下、45 条から第 59 条は、夜間対応型訪問介護について、第 59 条の 2 から 59 条 40 は、地域密着型通所介護について、第 60 条から第 80 条は、認知症対応型通所介護について、第 81 条から第 108 条は、小規模多機能型居宅介護について、第 109 条から第 128 条は、認知症対応型共同生活介護について、第 129 条から第 149 条は、地域密着型特定施設入居者生活介護について、第 150 条から第 189 条は、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について、第 190 条から第 202 条は複合型サービスについて、それぞれ先ほど説明しました 9 項目を追加するものでございます。

そのほかに町が指定おります町内のサービスに関連する部分といたしまして、認

知症対応型通所介護については、第66条に管理者の配置基準の緩和について追加をいたします。

また、認知症対応型共同生活介護、こちらにつきましては、第109条第9項に複数事業所で人材を有効活用しながら、より利用者に身近な地域でのサービス提供を可能とする観点から、サテライト型事業所の基準を創設いたします。

また、113条では、これまで原則「1又は2」とされていたユニット数を「1以上3以下」といたします。

第117条第8項に提供するサービスに対する第三者による外部評価を受けることを追加いたします。

附則でございます。令和3年4月1日から施行でございます。

また、虐待の防止、業務継続計画の策定、感染症の予防及び蔓延防止のための対応に係る経過措置として、令和6年3月31日までの3年間を設けております。

説明につきましては、以上でございます。ご審議をお願いいたします。

○議長（五味高明君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑を行います。質疑のある方は、挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

―――日程第19 議案第15号 御代田町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例を制定する条例案について―――

○議長（五味高明君） 日程第19 議案第15号 御代田町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例を制定する条例案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

阿部保健福祉課長。

（保健福祉課長 阿部晃彦君 登壇）

○保健福祉課長（阿部晃彦君） 議案書の134ページをお開きください。

議案第15号 御代田町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める

条例を制定する条例案について

御代田町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例を制定する条例を別紙のとおり提出いたします。

令和3年3月5日 提出

御代田町長 小園拓志

135ページから152ページ、条例案となっております。

こちらの制定の理由でございます。

介護予防支援とは、介護認定区分が要支援であるものに対する介護予防ケアマネジメントのことを指します。要支援者が、介護予防サービス等を適切に利用できるように、地域包括支援センターの職員が、介護予防サービス計画を作成するとともに、計画に基づくサービス提供が確保されるように事業者等との連絡調整を行います。

町では、介護予防支援事業者として地域包括支援センターを指定しています。町の直営の包括以外に、委託による包括が今のところ存在していないこともありまして、これまでは県の基準に沿って運用をしてまいりましたが、3年ごとに見直しが行われる関係法令の改正にあわせまして、今回新たに町の条例として制定をするものでございます。

なお、指定基準等は、今回の国の省令の改正内容を反映させたものとなっております。

条例の内容でございます。

第1章から第7章で構成してございます。

それぞれ総則、基本方針、人員に関する基準、運営に関する基準、介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準、基準該当介護予防支援の事業に関する基準、雑則について定めているものでございます。

附則でございます。令和3年4月1日から施行としてございます。

また、虐待の防止、業務継続計画の策定、感染症の予防及び蔓延防止のための対応に係る経過措置として、令和6年3月31日までの3年間を設けております。

説明につきましては、以上でございます。ご審議をお願いいたします。

○議長（五味高明君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑を行います。質疑のある方は、挙手願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

――日程第20 議案第16号 御代田町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する

条例案について――

○議長(五味高明君) 日程第20 議案第16号 御代田町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

阿部保健福祉課長。

(保健福祉課長 阿部晃彦君 登壇)

○保健福祉課長(阿部晃彦君) 議案書153ページをお開きください。

議案第16号 御代田町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について

御代田町地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出いたします。

令和3年3月5日 提出

御代田町長 小園拓志

154ページから160ページが改正条例案、161ページから177ページ、新旧対照表となっております。

改正の理由でございますが、地域密着型介護予防サービスは、住み慣れた地域での生活を支えるためのサービスです。原則として利用は町民に限られ、町が指定・指導監督の権限を持ちます。

町には、介護予防認知症対応型通所介護が1か所、介護予防認知症対応型共同生

活介護が1か所でございます。

令和3年度からの国の省令の改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

なお、議案第14号の指定地域密着型サービスに係るものと同様の内容となっております。

この条例におきましても、9つの項目について追加をしております。

それから、条ごとでございますけれども、第3条に虐待防止、情報の収集・活用に関する2項を追加してございます。

その後、第4条から第42条は、介護予防認知症対応型通所介護について、第43条から第69条は、介護予防小規模多機能型居宅介護について、第70条から第90条は、介護予防認知症対応型共同生活介護について、それぞれ9項目を追加してございます。

その他、町が指定しています町内のサービスに関連する部分としましては、介護予防認知症対応型通所介護が、第10条に管理者の配置基準の緩和について追加をいたします。

第28条第3項に、認知症介護基礎研修の受講の義務づけについて追加をいたします。

第30条第2項に避難訓練の実施に当たり、地域住民との連携に努めることについて追加をいたします。

介護予防認知症対応型共同生活介護につきましては、第71条に複数事業所で人材を有効活用しながら、より利用者に身近な地域でのサービス提供を可能とする観点から、サテライト型事業所の基準を創設いたします。

第74条では、これまで原則「1又は2」とされていたユニット数を「1以上3以下」といたします。

第81条第3項に、認知症介護基礎研修の受講の義務づけについて、追加をいたします。

第87条第2項に提供するサービスに対する第三者による外部評価を受けることを追加いたします。

附則でございます。令和3年4月1日からの施行でございます。

また、虐待の防止、業務継続計画の策定、感染症の予防及び蔓延防止のための対応に係る経過措置として、令和6年3月31日までの3年間を設けております。

説明につきましては、以上でございます。ご審議をお願いいたします。

○議長（五味高明君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑を行います。質疑のある方は、挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

―――日程第 2 1 議案第 1 7 号 御代田町福祉医療費給付金条例の

一部を改正する条例案について―――

○議長（五味高明君） 日程第 2 1 議案第 1 7 号 御代田町福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

阿部保健福祉課長。

（保健福祉課長 阿部晃彦君 登壇）

○保健福祉課長（阿部晃彦君） 議案書の 1 7 8 ページをご覧ください。

議案第 1 7 号 御代田町福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例案について御代田町福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出いたします。

令和 3 年 3 月 5 日 提出

御代田町長 小園拓志

1 7 9 ページが改正条例案、1 8 0 ページ、1 8 1 ページが新旧対照表となっております。

こちらの改正の理由でございますが、現在、精神保健福祉手帳 2 級をお持ちの方の町の補助対象範囲は、全診療科となっておりますが、県の補助対象範囲は、自立支援（精神通院）医療のみというふうになっております。この自立支援医療以外に係る医療費については、全て町が負担をしております。

令和 3 年 8 月診療分から、ほかの障害区分と均衡を図るため、県の補助対象範囲が通院全診療科というふうに拡大をされます。また、平成 3 0 年 8 月から現物給付方式が導入されている子ども医療費についてですが、柔道整復施術療養費について検討中になっておりました。今年度、県において整備が完了したことにより、こちらから令和 3 年 8 月診療分から現物給付が開始をされます。

以上のことに伴う改正のほか、字句の訂正等を行っております。

改正の内容でございますが、第2条第6号中、「保険」という字句を改めます。

第3条第2項第5号中、1月から7月の療養の給付に係る所得制限は前々年であるということを明記いたします。

また、県補助対象範囲内にある障害児については、平成27年に所得制限を撤廃しておりますが、今回、精神障害2級の県補助対象範囲が拡大することに伴い、障害児の所得制限の撤廃範囲を拡大いたします。

第8条第4項中で、柔道整復施術療養費は、療養の給付に含まれないため、「等」という文字を追加いたします。追加し、同条第5項中、「保険」の字句を改めるものでございます。

附則でございます。この条例は、令和3年8月1日から施行とし、一部字句の訂正等につきましては、公布の日から施行するとしてございます。

説明につきましては、以上でございます。ご審議をお願いいたします。

○議長（五味高明君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑を行います。質疑のある方は、挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

―――日程第22 議案第18号 御代田町公共下水道条例の

一部を改正する条例案について―――

○議長（五味高明君） 日程第22 議案第18号 御代田町公共下水道条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

金井建設水道課長。

（建設水道課長 金井英明君 登壇）

○建設水道課長（金井英明君） 議案書182ページをお願いいたします。

議案第18号 御代田町公共下水道条例の一部を改正する条例案について

御代田町公共下水道事業の一部を改正する条例を、別紙のとおり提出いたします。

令和3年3月5日 提出

御代田町長 小園拓志

改正の理由は、消費税転嫁対策特別措置法に基づき、これまで商品の価格の表示方法について、消費税込みの価格を表示しなくてもよいとされてきましたが、この特例期間が本年3月31日で終了し、4月1日からは消費税を加えた総額表示となります。

現条例では、消費税を除いた下水道使用料となっているため、関係条例について改正を行うものです。

次の183ページ、改正条例案、184ページ、185ページの新旧対照表をご覧ください。

第30条第1項中、消費税法及び地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た合計額及び加えた額を削り、改正前の基本料金及び超過料金に消費税を加えた金額に改めます。

附則としまして、この条例は、公布の日から施行いたします。

以上のとおり、ご審議をお願いいたします。

○議長（五味高明君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑を行います。質疑のある方は、挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

―――日程第23 議案第19号 御代田町農業集落排水施設の設置及び

管理に関する条例の一部を改正する条例案について―――

○議長（五味高明君） 日程第23 議案第19号 御代田町農業集落排水施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

金井建設水道課長。

（建設水道課長 金井英明君 登壇）

○建設水道課長（金井英明君） 議案書186ページをお開きください。

議案第19号 御代田町農業集落排水施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案について

御代田町農業集落排水施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出いたします。

令和3年3月5日 提出

御代田町長 小園拓志

改正の理由は、先ほどの公共下水道条例と同様でございます。

農業集落排水の下水道使用料について、消費税を加えた総額表示に改めます。

次の187ページ、改正条例案、188ページの新旧対象表をご覧ください。

第13条中、消費税法及び地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た額及び加えた額を削り、改正前に基本料金及び超過料金に消費税を加えた金額に改めます。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行いたします。

以上のとおり、ご審議をお願いいたします。

○議長（五味高明君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑を行います。質疑のある方は、挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

―――日程第24 議案第20号 御代田町個別排水処理施設の設置及び

管理等に関する条例の一部を改正する条例案について―――

○議長（五味高明君） 日程第24 議案第20号 御代田町個別排水処理施設の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

金井建設水道課長。

（建設水道課長 金井英明君 登壇）

○建設水道課長（金井英明君） 議案書189ページをお願いいたします。

議案第20号 御代田町個別排水処理施設の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例案について

御代田町個別排水処理施設の設置及び処理等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出いたします。

令和3年3月5日 提出

御代田町長 小園拓志

この条例の改正につきましても、個別排水処理施設の使用料について、消費税を加えた総額表示に改めます。

次の190ページは、改正条例案、191ページ、192ページの新旧対照表をご覧ください。

第10条第1項中、消費税法及び地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た額及び加えた額を削り、改正前の使用料に消費税を加えた金額に改めます。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行いたします。

以上のとおり、ご審議をお願いいたします。

○議長（五味高明君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑を行います。質疑のある方は、挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

―――日程第25 議案第21号 御代田町営水道条例の

一部を改正する条例案について―――

○議長（五味高明君） 日程第25 議案第21号 御代田町営水道条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

金井建設水道課長。

（建設水道課長 金井英明君 登壇）

○建設水道課長（金井英明君） 議案書193ページをお願いいたします。

議案第21号 御代田町営水道条例の一部を改正する条例案について

御代田町営水道条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出いたします。

令和3年3月5日 提出

御代田町長 小園拓志

この条例の改正につきましても、町営水道の新規加入金及び使用料について、消費税を加えた総額表示に改めます。

次の194ページ、195ページは改正条例案、196ページから198ページまでは、新旧対照表です。

改正の内容は、第5条の2第1項中、消費税相当額を加えた額を削り、それぞれ消費税を加えた金額に改めます。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行いたします。

以上のとおり、ご審議をお願いいたします。

○議長（五味高明君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑を行います。質疑のある方は、挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

昼食のため、休憩します。午後は１時３０分より再開します。

（午後 ０時０６分）

（休 憩）

（午後 １時３０分）

○議長（五味高明君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

―――日程第２６ 議案第２２号 令和３年度御代田町一般会計予算案について―――

○議長（五味高明君） 日程第２６ 議案第２２号 令和３年度御代田町一般会計予算案
についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。荻原企画財政課長。

（企画財政課長 荻原春樹君 登壇）

○企画財政課長（荻原春樹君） 議案書１９９ページをお開きください。

議案第２２号 令和３年度御代田町一般会計予算案について

地方自治法第２１１条第１項の規定により令和３年度御代田町一般会計予算を、
別冊のとおり提出する。

令和３年３月５日 提出

御代田町長 小園拓志

次の予算書の１ページをお願いいたします。

令和３年度御代田町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ６４億４２６万５,０００円
と定める。

２ 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表 歳入歳出
予算」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、15億円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

2ページの第1表 歳入歳出予算は、お手元の資料番号1でご説明をさせていただきます。

令和3年度一般会計当初予算は、64億426万5,000円で、前年比3億5,852万円、5.9%の増となっております。予算の内容につきましては、増減の大きい科目を中心に簡潔に説明をさせていただきます。

初めに、資料1ページの歳入でございます。

款1町税、項1町民税は9億334万7,000円で、8,487万1,000円の減と、コロナの影響を受け減額で計上してございます。個人住民税は前年度とほぼ同額での計上ですが、令和2年度の最終予算からは4,377万2,000円減となっております。また、法人町民税も8,543万7,000円と大きく減額での計上となっております。

項2固定資産税11億276万8,000円で、1,164万7,000円の減でございます。こちらは、新型コロナウイルス感染症に係る中小企業等の家屋及び償却資産の課税標準の特例を1,810万円と見込みまして減額となっております。

款2地方譲与税から、款9自動車取得税交付金につきましては、県の収入見込みから予算計上をさせていただいております合計630万円増額で計上しております。

資料の 2 ページ、お願いいたします。

款 10 地方特例交付金の項 2 感染症対策地方税減収補填交付金でございます。1,931 万円の計上でございます。固定資産税で説明のとおり、コロナに係る中小企業への課税標準の特例で減収となった固定資産税と都市計画税の分を国が補填するものでございます。

款 11 地方交付税 13 億円で 9,160 万円増でございます。こちら、全て普通交付税の増で計上となっております。町民税の減収分に対して、こちら増額で見込んでございます。

款 15 国庫支出金、項 1 国庫負担金 5 億 1,179 万 4,000 円で、1 億 2,437 万 2,000 円増となっております。主な負担金の内容につきましては、障害者自立支援給付費負担金 8,957 万 1,000 円、児童手当の負担金 1 億 7,561 万 6,000 円などがございますが、新型コロナウイルスワクチンの接種対策費の負担金としまして 7,333 万 4,000 円、農林水産業施設の災害復旧負担金で 4,021 万 1,000 円を計上したことにより大きく増となっております。

項 2 の国庫補助金 2 億 5,929 万 4,000 円で、こちら 9,698 万 2,000 円と大きく増となっております。内容欄の新型コロナウイルスワクチンの接種体制確保事業補助金、また、コロナ対応の地方創生臨時交付金、こちらの増により大きく増額としております。

款 18 寄附金でございます。2 億 650 万 2,000 円で、前年と同額で見込みました。ふるさと納税寄附金も 2 億円と前年と同額でございます。

資料 3 ページ、お願いいたします。

款 19 繰入金、項 1 基金繰入金 8,588 万 4,000 円の計上でございます。本年当初では、ふるさと創生基金繰入金を 6,396 万 8,000 円、役場庁舎整備基金繰入金を 2,137 万 6,000 円、森林経営管理基金繰入金 54 万円の以上 3 基金から繰入れを行っております。

最後に、款 22 の町債 5 億 1,710 万円で、1 億 1,940 万円の増でございます。こちらは、臨時財政対策債を 1 億 1,800 万円増と見込んでございます。

歳入合計、64 億 426 万 5,000 円でございます。

次の 4 ページをお願いいたします。

款2総務費、項4の選挙費でございます。2,805万4,000円で、2,714万1,000円の増となっております。令和2年度は選挙ございましたが、参議院の長野県選出議員の補欠選挙、御代田町議会議員一般選挙、衆議院議員総選挙の3選挙を計上させていただいております。

款3民生費、項1社会福祉費9億4,624万6,000円で、8,899万8,000円と大きく増となっております。増の要因でございますが、介護保険特別会計の繰出金を2,832万6,000円増で計上しております。また、郡の老人施設組合佐久良荘の負担金、こちらを1,293万4,000円増で計上いたしました。

項2の児童福祉費9億2,276万9,000円で、5,235万2,000円の増となっております。こちら、地域型の保育給付費1,658万7,000円や児童館の屋根塗装工事461万円、また、昨年は、当初予算に児童館の人件費、職員人件費計上してございました。こちらが1,483万8,000円の増ということで計上をいたしました。

款4衛生費、項1保健衛生費は2億4,589万1,000円で、8,345万円の増となっております。こちらは、新型コロナウイルスワクチンの接種事業経費8,576万1,000円計上したことにより大きく伸びております。

項2の清掃費は2億3,824万8,000円で、こちら、逆に8,539万9,000円の減額となっております。佐久平のクリーンセンター稼働によりまして、一般廃棄物の処理委託料が4,828万8,000円の減、また、クリーンセンターの負担金、こちらも1,113万7,000円の減となっております。

款6農林水産業費、項1農業費は1億960万7,000円で、2,827万4,000円の増となっております。佐久広域食肉センターの負担金が1,836万円増、また、農業振興地域の総合見直しの委託料550万円の計上によるものです。

項3農地費は7,934万1,000円で、逆に、こちらは3,664万1,000円の減となっております。農山漁村地域整備交付金事業2,540万円の減、それと、排水路の個別施設計画の策定委託料801万9,000円の減と、こちら、それぞれの事業完了により減となっております。

款7商工費には2億1,983万9,000円と、1億866万7,000円の増でございます。コロナ対応の地方創生臨時交付金を受け、予算計上いたしましたテ

イクアウト事業の応援補助金1,200万円、みよたんプレミアム付商品券事業で9,900万2,000円、経営健全化支援資金の利子補給金1,300万円による増でございます。

5ページをお願いいたします。

款8土木費、項2道路橋梁費2億9,147万7,000円で、1億1,202万7,000円の減となっております。社会資本整備総合交付金事業で4,952万6,000円の減、また、町単独新設改良費4,459万5,000円の減が減額の理由でございます。

項4都市計画費2億7,505万7,000円で、2,579万8,000円の増でございます。こちら、公共下水道事業の特別会計の操出金で1,621万3,000円の増、また、立地適正化計画の策定業務、新規の計上で789万円の増となっております。

款10教育費、項4社会教育費2億2,678万8,000円で、8,303万8,000円の増でございます。こちらは、エコールの空調設備の修繕工事としまして4,700万9,000円、文化財の収蔵庫の建設工事費3,520万円の計上により伸びております。

項6学校給食費1億5,818万6,000円で、7,958万5,000円の増でございます。こちらは、給食材料費7,799万8,000円と給食費無償化による増でございます。

款11災害復旧費の項1農林水産業施設災害復旧費は2,982万9,000円と、2,756万1,000円の増でございます。国庫補助の災害復旧費で2,000万円、町単独の災害復旧費で982万9,000円を計上いたしました。

以上、歳出合計は64億426万5,000円となっております。

予算書にお戻り頂きまして、9ページをお願いいたします。

第2表 債務負担行為でございます。

一つ目の事業でございますが、第3期都市再生整備計画策定業務、こちら債務負担行為の期間といたしまして、令和3年から令和4年度まで限度額400万円でございます。

続きまして、農業振興地域整備計画の総合見直し業務です。こちら令和3年度から令和4年度までの期間で限度額600万円です。それと立地適正化計画策定業

務、こちらも同期間で1,280万円の限度額となっております。こちらは、令和3年度予算額と本債務負担行為限度額の合計で、令和3年度から令和4年度までの複数年での事業実施を可能とするものでございます。

10ページをお願いいたします。

第3表 地方債でございます。

起債の目的、一つ目、一般事業で限度額1,060万円です。公共事業等債6,570万円、公共施設等適正管理推進事業で8,680万円、防災対策事業80万円、緊急防災・減災事業380万円、緊急浚渫推進事業2,000万円、上水道事業630万円、農地農林漁業施設災害復旧事業610万円、臨時財政対策債3億1,700万円の合計5億1,710万円を予算計上させていただいております。起債の方法は証書借入れまたは証券発行、利率は年4.0%以内、ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率、償還の方法は、政府資金についてはその融資条件により銀行、その他の場合はその債権者と協定するものとする、ただし町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、または繰上償還もしくは低利に借り換えすることができるものとしてございます。

説明は以上です。ご審議をお願いいたします。

○議長（五味高明君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑を行います。質疑のある方は、挙手を願います。荻原委員。

○2番（荻原謙一君） ページ75、款3民生費、項2の児童福祉費、目1の児童福祉総務費、私立保育所保育委託料1億6,525万1,000円、ページ76ページ、地域型保育給付費4,341万4,000円、これについては、前年度と比べ大きく増額となった理由をお聞かせください。

もう一点、ページ93ページ、款4の衛生費、項1の保健衛生費、目4の環境衛生費、新エネルギー導入補助金50万円は前年度に比べ210万円減となっておりますが、その理由をお聞かせください。

以上です。

○議長（五味高明君） 柳沢町民課長。

○町民課長（柳沢俊義君） それでは、まず私立保育所の委託料からご説明いたします。

この委託料につきましては、たんぽぽ保育園、保育園つくしんぼが該当となります。令和2年度4月当初の園児数が50名、これに対しまして、令和3年度4月当初入園予定者が60名となっております。10名増加が主な要因でございます。

続きまして、地域型保育事業の給付費でございます。こちらは、おひさまが該当になります。こちらにつきましても、令和2年4月の当初園児数が13名であったものが、令和3年4月当初の入園予定者数は19名となっております。6名増加が増額の理由でございます。

続きまして、新エネルギーの補助金の関係でございますが、こちらにつきましても、昨年9月末をもちまして、この導入奨励金の対象設備から太陽光発電設備と、それから太陽熱利用設備を除外したため、減額の計上となっております。

以上です。

- 2番（荻原謙一君） 以上、終わります。
- 議長（五味高明君） ほかに。池田るみ議員。
- 5番（池田るみ君） 議席番号5番、池田るみです。

4点について、質問いたします。

予算書の51ページ、款2総務費、項1総務管理費、目6企画費、企画関係経費の12060イベント企画・運営委託料280万8,000円の委託内容について。

ページ71ページ、款3民生費、項1社会福祉費、目2老人福祉費、老人福祉一般経費の14020施設改修工事895万7,000円の工事内容について。

ページ124ページ、款9消防費、項1消防費、目4災害対策費、災害対策一般経費の13010放送設備使用料92万4,000円と、同じ款項目でページ125ページ、14010防災行政放送チャンネル構築工事316万2,000円の内容についてお聞きします。

- 議長（五味高明君） 荻原企画財政課長。

- 企画財政課長（荻原春樹君） それでは、私のほうからは予算書の51ページの上から二つ目になりますけれども、イベント企画運営委託料についてご説明をいたします。

こちらは、ふるさと納税のみよたんクエストのレベル24、クイズ大会で町おこしに関するものでございまして、ふるさと納税の目標金額を達成したことから、クイズ大会を開催するものでございます。

近年、クイズの人気は高まりを見せ、毎日のように様々なクイズ番組がテレビ等

で放送されて大変人気があるものがございます。御代田町でも多くの人が楽しめるようなクイズ大会を新たな観光戦略の一つとして開催いたします。

委託の内容につきましては、企画、コンサル費や問題作成の委託、音響費、MC等の委託先における大会運営に関するものがございます。

以上です。

○議長（五味高明君） 阿部保健福祉課長。

○保健福祉課長（阿部晃彦君） 71ページの施設改修工事費の内容でございます。

こちら、地域福祉センターのお風呂のろ過装置の改修工事でございます。経年劣化によりまして、いつ壊れてもおかしくない状況でございます。腐食のないFRP製のタンクへの入替えを実施するものがございます。

以上です。

○議長（五味高明君） 荻原総務課長。

○総務課長（荻原 浩君） それでは、3点目、4点目の災害対策費の関係について、あわせて説明いたします。

まず、令和元年東日本台風などの大規模災害の教訓といたしまして、特に、情報弱者と言われている高齢者に対してJアラートなどの緊急情報や町からの避難情報等が行き渡るよう、全国的に情報伝達手段の多重化というものが進められるよう様々な取組が行われております。

当町の情報伝達手段を多重化するための一つ的手段といたしまして、来年度から、西軽井沢ケーブルテレビの空きチャンネルを利用した防災行政放送チャンネルの構築を進めるための予算であります。

現在、テレビ西軽には、町内7,173世帯中、約2,000世帯余りの加入者がおられまして、そのうちの約450世帯余りが高齢者のみの老老世帯ということになります。

3月1日現在の当町の老老世帯数は859世帯でありますので、老老世帯の約52%に対して、Jアラートなどの緊急情報や防災行政情報等を発信することができ、高齢者を対象とした情報伝達手段の多重化に相当の効果が期待できると考えているところでございます。

以前は、旧庁舎の頃に文字だけを放送していたということがありましたが、こちら整備後につきましては、スライド映像や音声つき動画など、役場から直接局へ伝

送して加入世帯に向けて放送できるようになり、エコールみよたと同様に、役場からの生中継も可能になるというところでございます。

現在は、テレビ西軽の生放送時間中に、町からのお知らせを読んでもらっていますが、平時はこれ以外の時間帯においても、町の新規事業や注目施策のポイントや解説映像などを配信するほか、Jアラートなどの緊急情報の伝達についても速やかに職員によって文字や映像で情報発信ができるという計画でございます。

新年度の使用料は、局内の設備や回線チャンネル使用料として、月額で7万7,000円、年間で92万4,000円という予算を計上しているところでございます。

続いて、防災行政放送チャンネルの構築工事の内容なのですが、御代田駅の中にありますテレビ西軽の局と役場庁舎と光回線をつなぎまして、庁舎敷地の北西側に電柱がありますが、そこから庁舎内部へ光回線を引き込む配線工事一式と、庁舎の執務室内に放送機器の設置、あと、それらの調整作業を一式をしていただくというもので、316万2,000円を計上しているところでございます。

設置する放送機器につきましては、パソコン、テレビモニター、チューナー、ビデオデッキなどで、総務課西側にあります打合せ室の中に同軸ケーブルが既に配線されていることから、そちらに設置していくという予定になっております。

財源につきましては、歳入のほうで緊急防災・減災事業債を計上しておりまして、起債充当率は100%、交付税の算入率は70%と有利な状況になっております。

以上です。

○議長（五味高明君） 池田るみ議員。

○5番（池田るみ君） 終わります。

○議長（五味高明君） ほかに。井田議員。

○6番（井田理恵君） 6番、井田です。4点、お願いします。

予算書77ページ、歳出、項、目3、やまゆり保育園で、説明欄01001保育園事業経費、01090のパートタイム会計年度任用職員報酬が630万1,000円、02003フルタイム会計年度任用職員1,165万7,000円は、前年当初から4割ほど臨時職員経費増となっています。私立の保育園については若干2割ほどの増ですけれども、一般職給料がそれに対して、79ページの説明欄では、02001の一般職給料、やまゆり保育園では3,009万3,000円で、前年当初から一般職

が400万円減となっています。対して、雪窓保育園も4,657万8,000円で、40万円ほどの減になっています。保育園の現在の職員体制の人員と人員配置の今後の見込みについてお願いします。

それから、予算書110ページ、歳出、款7商工費、説明欄、06001新型コロナ経済対策事業、みよたんプレミアム付商品券事業委託料850万円の委託先は、もし、あれでしたら、昨年と同じような商工会なのか。

それから、同じく、補助金9,000万円の対象と割引率をお願いします。

それから、同ページ、18050テイクアウト事業応援補助金1,200万円はいつまでの予定なのか。そして、これまでの実績の金額と総実績の金額と事業者からのこれまでの反応の声がありましたらお願いしたいと思います。

最後に、予算書の同じ156ページ、項11災害復旧費、目1町単独災害復旧費982万9,000円ですが、令和元年度東日本台風の復旧費と思いますけれども、工事の場所とこの繰越事業はいつまでの見通しでしょうか。今後また、未確定の場所が出てくるのか、可能性も併せてお願いします。

その際、もし、その場合、小災害ということで認定で有利な交付金とかがあるのか、併せてお願いしたいと思います。

○議長（五味高明君） 柳沢町民課長。

○町民課長（柳沢俊義君） それでは、私からは、77ページの保育園関係のご質問にお答えしたいと思います。保育園ごとにお答えをさせていただきます。

まず、やまゆり保育園からですが、現在の保育士の職員体制でございます。正規職員6名、会計年度任用職員8名、朝夕の延長担当2名の計16名で保育を行っております。

令和3年度の保育士の体制は、正規職員7名、1名は療養休暇から復帰する予定でございます。会計年度任用職員8名、朝夕の延長担当2名の計17名で当たる予定となっております。

予算の比較ですけれども、会計年度任用職員の報酬給料は、令和2年度当初より2名増加分を計上してございます。これは、令和2年度中に、療養休暇中の正規職員1名の代替と、あと、支援の必要な園児の対応の保育士を1名、計2名を採用しまして、この関連の予算につきましては、補正予算でお認め頂いた経過でございます。

また、一般職人事管理経費でございますが、昨年6月に、療養休暇中でありまし

た正規職員1名の退職に伴うもので、1名減の予算となっております。

続きまして、雪窓保育園です。現在は、正規職員12名、会計年度任用職員9名に、朝夕の延長担当2名の計23名で保育に当たっております。

令和3年度は、未満児の需要が多いことから、未満児クラスを2クラス増設しまして、以上児クラスを1クラス減少して受入れをすることにしております。

保育士の体制は、正規職員12名、会計年度任用職員を10名、未満児の延長保育の利用が多いことから、未満児の延長担当を1名増加しまして計3名とし、合計25名で保育に当たっております。

予算の比較ですけれども、会計年度任用職員の報酬給料は、令和2年度当初より2名分を増加して計上しております。

以上です。

○議長（五味高明君） 大井産業経済課長。

○産業経済課長（大井政彦君） 私のほうからは、まず、みよたんプレミアム付商品券の関係についてお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症により停滞する地域経済全体の回復を図ることを目的として、住民の消費、購買意欲を高めるために、好評でした今年度に引き続き実施を予定しております。

事業の実施に当たっては、今年度同様、商品券の販売、換金業務を850万円の予算内で、町の商工会に委託する予定であります。

現時点では、1冊1万円で購入できる商品券の発行総数3万冊、プレミアム率は30%を予定しております。6月から8月にかけて販売会を通じて商品券を販売し、年内での商品券使用を予定しております。これによって経済効果は3億9,000万円ほどが見込まれるところでございます。

また、補助金900万円の関係につきましては、1冊1万円の商品券を3万冊販売した場合、プレミアム率を30%で試算しますと、プレミアム分の額が9,000万円となりますことから、プレミアム分を換金業務の委託先に補助金として交付する予定であります。

続きまして、テイクアウトの関係につきましてお答えいたします。

テイクアウト事業応援補助金につきましては、現在も新型コロナウイルス感染症の収束の見通しが立たず、会食の自粛など、町内飲食店の経営は依然厳しい状況に

ございます。

このような中で、テイクアウト事業は登録事業者の皆様から、経営支援の一助という点で大変好評を頂いているところでございます。このため、現在の事業を継続する形で9月末までの半年間、実施期間の延長を予定しております。

なお、昨年5月から今年1月分までの補助実績につきましては約2,800万円、月平均にしますと約200万円となりますが、このため、予算額の算定に至っては、4月から9月までの6か月分で1,200万円の予算額を計上したものでございます。

続きまして、災害復旧費の関係でございます。

目1、町単独災害復旧費982万9,000円についてお答えいたします。

例年の単独復旧費は、委託料、重機借上料、そして、原材料費を含めまして、小規模工事の大体5件分を見込んで250万円前後を予算計上していますが、議員のおっしゃるとおり、令和元年東日本台風により、令和2年度途中から、長野県施工の大がかりな河川災害普及工事を県内全体の施工業者が請け負ったところで、当町の災害復旧工事を受注できる施工業者の確保や資材などの調達が困難になった上、台風の被災直後に発見できなかった豊昇地区の小規模工事や、昨年8月の豪雨によって井戸沢最終処分場南側用排水路の決壊による附带工事、また、塩野圃場整備地区内の用水路土砂撤去、のり面復旧など小規模の補助対象外工事が増えたこともありまして、令和2年度で予算計上しておりましたが、年度内での完了が見込めなくなったため、令和3年度の予算に組み替えて、例年より730万円ほど多く予算計上させていただいているところでございます。

令和3年度には、県施工の工事も一段落しまして、受注体制といいますか、受注施工業者可能業者や資材確保も平年並みになるというふうに思われますので、早期着手の上、全箇所が完了する見込みでございます。

また、有利な交付金という話ではございましたが、災害復旧債等に充てて、起債事業等で充当できる可能なものであれば対応していきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（五味高明君） 井田議員。

○6番（井田理恵君） 最初の保育園の職員の件につきまして、もう一度確認します。

職員の正規職員の退職、療養というような状態というのは以前から続いていると思うんですけども、そのような状況下で、職員の安定確保にぜひ重要と思いますので、依然として入退職の変動があるということも、今ちょっとお聞きしましたので、ぜひ、引き続き安定確保に向けてご努力をお願いしたいと思います。

以上で終わります。

もう一点、すみません、4点と言いましたけれども、荻原議員と質問重なりましたので、結構でございます。

○議長（五味高明君） ほかに。市村議員。

○13番（市村千恵子君） 13番、市村千恵子です。

すみません、8点ほど、ちょっとお聞きします。

まず、ページ74ページ、款3民生費、項2児童福祉費の目1の児童福祉総務費なんですけれども、令和元年度の10月から国の政策として幼児教育無償化というのが実施されているわけなんですけれども、かなり今回大きく減っているという部分もあるわけですが、当初は国が全額負担という感じだったわけですけど、令和3年度、町の負担はどのようになっているのか。

それから、令和3年度の町全体の園児の入園状況はどうか。それから、待機児童はないかという点についてお願いします。

続いて、ページ76ページです。76ページの副食費、一番下のほうです、説明欄のところの。18050の副食費補足給付ということで178万2,000円計上されていますが、年収360万円未満の世帯へ副食費を補助するということなんでしょうけど、これが、給付対象者は何名なのかと、昨年度と比べて、推移と申しますか、人数的にどうかという点。

続きまして、96ページの款4衛生費、項2清掃費の部分になるわけなんですけれども、その中で、一般廃棄物運搬料は前年並みで、処理量が4,800万円ほど減額ということでもあります。新クリーンセンター整備負担金が4,770万円となっているわけですけど、今後のこの負担金の動向というのと、新クリーンセンターが稼働に伴って、事業系は一部は今までどおりイー・ステージということなんですけど、経費的にはどのくらい、クリーンセンターになったことによって経費的軽減が図られているのか、その見通しを持っているのか、その点についてお願いします。

続きまして、102ページの款6農林水産費、項2農業費、目3の部分になりま

す農業振興費です。説明欄のところの12060です、農業振興地域整備計画総合見直し業務委託料ということで550万円が計上されていますけれども、この委託先を含めた内容についてお願いします。

続きまして、その下の103ページ、目4の畜産業費の中の説明欄では18030で、佐久広域連合食肉センター負担金ということで2,501万4,000円が計上されていますけれども、食肉センター廃止ということなので、それに向けた経費なのかなというふうに思うんですが、その内容についてをお願いします。

そして、次、114ページの款8土木費、項2道路橋梁費、目2道路維持費の中の町道維持補修工事3,730万円が計上されていますけれども、この路線を含めた内容についてお願いします。

続いて、115ページなんですが、目3の社会資本整備総合交付金事業の中での橋梁修繕事業費の5,150万円の事業内容と整備率、また、その下のほうの道路修繕事業経費として1億1,001万円が出ていますが、計画路線など事業内容についてお願いします。

また、その下の目4の、同じ115ページですが、4の町単独道路新設改良費のこの町道改良舗装工事です、裏のページに続いています、4,150万円の事業内容についてお願いします。

また、116ページなんですけども、目2河川維持費の中の河川維持費ということで、地方債ですね、緊急浚渫ということで歳入のほうで説明ありましたが、この河川維持費2,329万6,000円の浚渫する河川などの内容についてお願いします。

以上です。

○議長（五味高明君） 柳沢町民課長。

○町民課長（柳沢俊義君） 私からは、まず、無償化に関することからお答えさせていただきます。

令和元年10月から、無償化によりまして、当町では公立保育園に通園する3歳以上児の保育料と、私立幼稚園に通園する満3歳以上の園児の保育料が無償化の対象となっております。

令和元年につきましては、無償化に係る経費が全額国費で賄えるようになりましたが、今年度からは交付税措置ということになっております。町の負担という考え

で申しますと、公立保育園の3歳以上の保育料の減額分と、私立幼稚園への給付補助金のうちの町の負担分になろうかと思えます。

公立保育園の保育料は、平成30年度の決算と令和2年度の決算見込みで比較しますと、約3,300万円の減収となっています。また、私立幼稚園への給付補助金のうちの町の負担ですが、無償化開始前の平成30年度の就園奨励費及び多子世帯保育料減免事業の補助金の決算の額と、それから、令和2年度の施設等利用給付費及び給食費補足給付費の決算見込額の足し算を比較してみますと、280万円ほどですが、町の負担が軽くなっております。

したがって、交付税措置はされておりますけれども、一般財源で約3,000万円ほど負担という計算になろうかと思えます。

また、令和3年度の町全体の園児の入園者数ですが、広域保育を含めまして354人となっております。令和2年度と比較しましても12名増加しております。中でも、特に3歳未満児の利用が増加してきております。現在、待機児童はいないということになっております。

続きまして、補足給付費についてでございます。

副食費の補足給付費の対象者数と推移ですけれども、令和3年度は33人を見込んでおります。実績ですけれども、令和元年度は29人、令和2年度は28人でありました。

続きまして、新クリーンセンターに関係することでございます。

令和3年度の新クリーンセンターの整備負担金の内訳を申し上げますと、施設整備費で611万1,000円、施設維持費組合運営費で1,809万1,000円の合計2,420万2,000円になります。これに周辺整備費の負担金2,352万5,000円をあわせまして、令和3年度は4,772万7,000円の計上となっております。

今後の見通しということでございますが、まず一般廃棄物の運搬委託料につきましては、人件費の上昇等ありますが、微増で現状推移すると思われれます。また、一般廃棄物の処理委託料につきましても、ごみの減量状況にもよりますが、ほぼ現状と横ばいを見込んでおります。

また、新クリーンセンターの整備負担金につきましては、佐久市・北佐久郡環境施設組合から提示されている現時点での事業費予定を見ますと、令和4年度では

3,200万7,000円の予定ですが、以後、令和16年まではおおむね4,700万円から5,500万円の間で推移し、令和17年度から令和21年度までの間はおおむね3,000万円というような見通しとなっております。

以上です。

○議長（五味高明君） 大井産業経済課長。

○産業経済課長（大井政彦君） 私のほうは、まず、農業振興地域整備計画総合見直しの関係についてお答えいたします。

102ページでございます。よろしいですか。こちらにつきまして、令和3年度には基礎調査をし、基礎資料編を作成するものでございます。基礎資料編の作成に当たっては、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第5条の3の規定によりまして、農業生産の基盤の整備の状況に始まり、8項目以上の調査をした結果をまとめなければなりません。そのための基礎資料を作成するために、データの調査、性能や現地の状況の調査、アンケート調査を経てから総合的に分析し、基礎資料編の農業振興地域整備計画策定を作成するものでございます。

委託先につきましては、入札を行いますので、まだ未定ではございますが、専門のコンサルタント、建設コンサルタント等に委託していく予定でございます。

続きまして、畜産業費の関係でございますが、103ページでございます。佐久広域連合食肉センター負担金2,501万4,000円の内容ということでございますが、こちらの食肉流通センターにつきましては、食肉センターの解体工事請負費が主でございます。3億5,917万8,000円のうち、市町村分担金が3億1,767万4,000円になっております。そのうち均等割が10%、人口割が80%の負担率で、御代田町分が2,501万4,000円となっております。

食肉流通センター費の3億5,917万8,000円のうち、解体工事費を2億8,800万円計上していますので、この主に解体工事に当町の負担金が割り当てられるというふうに考えております。

以上です。

○議長（五味高明君） 金井建設水道課長。

○建設水道課長（金井英明君） 私のほうからは、114ページの道路維持費の町道維持補修工事3,730万円についてお答えいたします。

町道全般の路線を対象としております。ひび割れやわだち漏れなどの損傷の著し

い路線の舗装・修繕、側溝補修など小規模な修繕工事とあわせまして、建築に伴う道路後退部分の舗装工事を予定しております。

続きまして、115ページの橋梁修繕事業経費5,150万円の事業についてでございます。

しなの鉄道をまたぐ源平橋、向原橋の2橋と濁川をまたぐ清万橋の3橋を予定しております。源平橋は、御代田駅と県道佐久軽井沢線との間にある昭和39年に施工されました鉄筋コンクリート製の橋梁です。また、向原橋はカーリングホールみよたの北側にある昭和40年に施工されました鉄筋コンクリート製の橋梁でございます。この2橋は、令和3年度に、舗装や高欄、落下物防止柵などの上部工を、令和4年度に、軌道敷地内から下部工の補修工事を予定しております。

清万橋は、昭和40年に施工された高桁構造の橋梁でございます。主桁の防水処理、舗装、ガードレールなどの補修工事を予定しております。

整備率は、本年度、4橋の補修工事が完了いたしまして、56橋中47橋の補修が終わり、整備率は約84%になります。

続きまして、道路修繕事業経費1億1,001万円の事業内容でございます。

社会資本整備総合交付金事業で実施いたします道路拡幅計画3路線及び舗装修繕工事3路線を予定しております。道路拡幅計画路線は、しなの鉄道ガード下から西軽井沢方面へ向かう七口線です。用地取得物件補償並びに道路改良工事を着手を予定しております。

続いて、2路線目は、塩野地区真楽寺の東側、川原田寺沢線です。こちらは用地取得を予定しております。

3路線目は、こちら新規路線といたしまして、町営グラウンド交差点から中学校南側までの谷地沢大塚線です。こちらは、令和3年度から5か年計画で進めてまいります。初年度は測量設計業務を500m予定しております。

舗装修繕工事の3路線につきましては、向原公民館から南側へ下る向原区内線の約250m、2路線目は、馬瀬口区内の十石馬瀬口線の延長120m、3路線目は、西軽井沢地区の東台11号線の250mの舗装修繕工事を予定しております。

いずれにしても、こちら交付金の配分状況を見ながら実施してまいります。

続きまして、単独道路新設改良費の町道改良舗装工事4,150万円の事業内容です。舗装修繕工事3路線と側溝修繕工事2路線を予定しております。

舗装修繕工事は、こちらは、舗装または側溝とあわせた工事になりまして、一里塚地区世代間交流センター前の国道18号線と浅間サンラインを結ぶ国道清万線になります。こちら延長126mを予定しております。

2路線目は、平和台団地内の平和台団地内13号線、こちら50mを予定しております。

また、3路線目は、面替橋から下流側に沿った辰巳畑岩下線、延長180mの舗装修繕を予定しております。

道路側溝修繕工事ですが、老朽化に伴う損傷、漏水による舗装の沈下などにより、継続して実施しております旧庁舎南側の一里塚国道線、清万地区の清万3号線、小田井地区の長倉中野駅線、塩野地区の塩野区内線の側溝の敷設替えを予定しております。

116ページの河川維持費2,329万6,000円の浚渫する河川とその内容でございます。

緊急浚渫推進事業によって、町が管理する河川のうち、緊急的に浚渫を要する河川の調査・設計業務及び浚渫工事を4河川予定しております。

調査・設計業務は、龍神の杜公園北側の沢地を流れます久保沢川の仮設道路の設計、草越区の東側を流れる重ノ久保川の現地踏査、浚渫伐採工事は、露切峡付近の滝沢川と豊昇区梨沢地区の梨沢川を予定しております。

説明は以上です。

○議長（五味高明君） 市村議員。

○13番（市村千恵子君） それで、すみません、103ページの、先ほど説明あった畜産業費の佐久連合食肉センターの負担金の話は解体ということで町負担分ということで分かりました。

ちょっとお聞きしたいんですけど、食肉センターがもう廃止ということなんでしょうが、正副連合長会とか2月の17日とか行われていると思うんですけど、その中で、解体に伴って、今後は県食肉公社や松本市と、それから北信食肉センター、中野市のほうに配送というか、なると思うんですけども、その連合長会とかの中では、移送費とかについて広域連合で考えていこうとかいう話っていうのは出てきているのか。蓼科牛というところでも、何かこう広域連合として取り組むことなんかは話し合われているのか、その点ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（五味高明君） 荻原総務課長。

○13番（市村千恵子君） ごめんなさい。もう一点、続けて、3回になっちゃうので続けて。すみません、ちょっと聞き漏らしちゃったのかもしれないんですけど、橋梁の部分で、向原のしなの鉄道をまたいでいるところの修繕というのは、今年度計画には上がっているのか、いないのか、その点についてもお願いしたいと思います。

○議長（五味高明君） 荻原総務課長。

○総務課長（荻原 浩君） それでは、1点目の食肉流通センターのその後のことについて、ちょっとお答えいたします。

まだ、その先のことについては一切話し合いは行われておりません。これからの協議になろうかと思えます。現状では、廃止するということが決定されて、立科町さんから蓼科牛のブランド化廃止は山梨なんですけれども、引き続き、廃止された後も蓼科牛のブランド化に尽力していただきたいという意見が付いて、廃止に賛成ということで意見が寄せられて、廃止して、先ほど産業経済課長から話がありましたとおり、来年度8億、8億じゃなくて何億だっけ、予算をかけて解体していくところまでは決定しております。

過去の話から申し上げますと、県主体となって1か所に統合してもらいたいという、JAも含めて全県下の要望の中で、県が主導となって食肉センターを県下一つにしてもらいたいなんていう議論もあったようなんですが、それもそのまま進んでいないという状況がありまして、廃止後のことにつきましては、これからの協議になろうかと思えます。

以上です。

○議長（五味高明君） 金井建設水道課長。

○建設水道課長（金井英明君） 向原橋は今年度予定しておりまして、令和3年度と令和4年度、2年間かけて実施いたします。令和3年度は、舗装や高欄、落下防止柵の設置などを予定しております。

以上です。

○議長（五味高明君） 市村議員。

○13番（市村千恵子君） 終わります。

○議長（五味高明君） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（五味高明君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

―――日程第27 議案第23号 令和3年度御代田財産区

特別会計予算案について―――

○議長（五味高明君） 日程第27 議案第23号 令和3年度御代田財産区特別会計予算案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。荻原企画財政課長。

（企画財政課長 荻原春樹君 登壇）

○企画財政課長（荻原春樹君） 議案書200ページをお開きください。

議案第23号 令和3年度御代田財産区特別会計予算案について

地方自治法第211条第1項の規定により、令和3年度御代田財産区特別会計予算を別冊のとおり提出する。

令和3年3月5日 提出

御代田町長 小園拓志

予算書1ページをお開きください。

令和3年度御代田財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,258万4,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

こちら、令和3年2月17日開催いたしました御代田財産区管理会において同意を得ております。

2ページを御覧ください。

第1表 歳入歳出予算。

歳入です。

款1財産収入、項1財産運用収入は288万1,000円で、財産区有地の貸付料、財政調整基金の預金利子となっております。項2財産売払収入は、科目設定で1,000円計上しております。

款2繰入金、項1基金繰入金970万円は、こちら御代田財産区の財政調整基金

からの繰入金です。

款 3 項 1 の繰越金、款 4 諸収入、項 1 雑入は共に科目設定の 1,000 円の計上
でございます。

歳入合計、1,258 万 4,000 円です。

3 ページを御覧ください。

歳出になります。

款 1 総務費、項 1 総務管理費 1,247 万 8,000 円は、管理会委員報酬としま
して 94 万 6,000 円、財産区有地下刈り委託料 640 万円、財産区有地の管理
委託料 400 万円など計上をしております。

款 2 項 1 の予備費 10 万 6,000 円でございます。

歳出合計、1,258 万 4,000 円です。

説明は以上です。ご審議をお願いいたします。

○議長（五味高明君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

―――日程第 28 議案第 24 号 令和 3 年度小沼地区財産管理

特別会計予算案について―――

○議長（五味高明君） 日程第 28 議案第 24 号 令和 3 年度小沼地区財産管理特別会
計予算案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。荻原企画財政課長。

（企画財政課長 荻原春樹君 登壇）

○企画財政課長（荻原春樹君） 議案書 201 ページ御覧ください。

議案第 24 号 令和 3 年度小沼地区財産管理特別会計予算案について

地方自治法第 211 条第 1 項の規定により令和 3 年度小沼地区財産管理特別会計
予算を、別冊のとおり提出する。

令和 3 年 3 月 5 日 提出

御代田町長 小園拓志

次の予算書の 1 ページ、お願いいたします。

失礼いたしました。予算書の訂正をお願いいたします。平成3年度とございますが、令和3年度に訂正をお願いいたします。

令和3年度小沼地区財産管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ294万4,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

こちらは、令和3年2月16日付で小沼地区財産管理委員会の委員の同意を得てございます。

2ページを御覧ください。

第1表 歳入歳出予算。

歳入です。

款1財産収入、項1財産運用収入1万1,000円は、管理地の土地貸付料と財政調整基金の預金利子の計上でございます。項2財産売払収入は、科目設定の1,000円でございます。

款2繰入金、項1基金繰入金293万円は、こちら財政調整基金からの繰入金です。

款3繰越金、項1繰越金、また、款4諸収入、項1の雑入は共に科目設定の1,000円の計上です。

歳入合計、294万4,000円でございます。

3ページをお願いいたします。

こちら、歳出でございます。

款1総務費、項1総務管理費292万9,000円で、こちらは委員の報酬18万円、林野管理委託料255万2,000円等の計上でございます。

款2、項1の予備費は1万5,000円であります。

歳出合計、294万4,000円となっております。

説明は以上です。ご審議をお願いいたします。

○議長(五味高明君) 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

――― 日程第 29 議案第 25 号 令和 3 年度御代田町国民健康保険事業勘定

特別会計予算案について―――

○議長(五味高明君) 日程第 29 議案第 25 号 令和 3 年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計予算案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。阿部保健福祉課長。

(保健福祉課長 阿部晃彦君 登壇)

○保健福祉課長(阿部晃彦君) 議案書の 202 ページをお開きください。

議案第 25 号 令和 3 年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計予算案について

地方自治法第 211 条第 1 項の規定により令和 3 年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計予算を、別冊のとおり提出いたします。

令和 3 年 3 月 5 日 提出

御代田町長 小園拓志

予算書の 1 ページをお願いいたします。

令和 3 年度御代田町の国民健康保険(事業勘定)特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 16 億 3,433 万 8,000 円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第 2 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一次借入金の借入れの最高額は、3,000 万円と定める。

(歳出予算の流用)

第 3 条 地方自治法第 220 条第 2 項のただし書の規定により歳入歳出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

2 ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算。

まず、歳入でございます。

款1、項1国民健康保険税、本年度予算額4億623万9,000円で、前年度比4.4%の増となっております。現年度徴収率96.3%で算定をしております。

なお、本議会に提出してございます資産割の条例改正の部分につきましては、この予算では減収を見込んでおりませんので、今後補正対応としてまいります。

款2使用料及び手数料、項1手数料、国保税督促手数料としまして16万8,000円の計上でございます。

款3国庫支出金、項1国庫補助金、こちらは、システム改修費等に対する補助などで、16万円の計上でございます。

款4県支出金、項1県補助金10億8,743万4,000円で、前年度比1.5%の増となっております。こちらは、市町村が支払う保険給付費等に要する費用に対し、全額交付される普通交付金と、医療費の適正化に向けた取組や生活習慣病予防事業等の取組に応じて交付される特別交付金となっております。

款5財産収入、項1財産運用収入、基金の利子といたしまして9万円でございます。

款6繰入金、項1他会計繰入金1億851万1,000円で、前年度比1.1%の減となっております。一般会計からの繰入れで、保険基盤安定繰入金が主なものでございます。

款7、項1繰越金3,000万円でございます。

款8諸収入、項1延滞金加算金及び過料142万9,000円の計上でございます。項2受託事業収入、こちらは1,000円の科目設定でございます。項3雑入30万6,000円の計上となっております。

歳入合計で16億3,433万8,000円でございます。

3 ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款1総務費、項1総務管理費、本年度予算額625万7,000円で、前年度比

2.7%の減となっております。委託料や通信運搬費が主なものでございます。項2町税費、賦課徴収費といたしまして414万4,000円の計上でございます。項3運営協議会費14万9,000円は委員の報酬でございます。

款2保険給付費、項1療養諸費、療養給付費、療養費等で9億1,692万7,000円、前年度比で0.3%の増となっております。項2高額療養費1億4,481万4,000円で、前年度比3.9%の増でございます。項3出産育児一時金630万4,000円で、15件を見込んで計上してございます。項4葬祭諸費150万円で、こちらは30件を見込んでございます。項5傷病手当諸費、こちらは、新型コロナウイルス感染症による傷病手当金ということで、予算上は10名分ということで222万7,000円の計上でございます。

款3国民健康保険事業費納付金でございます。こちらは、市町村の被保険者数所得水準、医療費水準等を加味した上で、県より示されます納付金ですが、項1で医療給付費でございます。まず2億8,811万9,000円で、前年度比で0.2%の減でございます。項2後期高齢者支援金等で1億1,076万1,000円で、こちら前年度比で2.1%の減でございます。項3介護納付金分で4,313万4,000円で、前年度比8.5%の減となっております。

款4保健事業費、項1特定健康診査等事業費1,404万6,000円でございます。こちら、特定健診健康診査等の事業費でございます。項2保険事業費1,974万1,000円で、保健指導を行う職員の賃金、人間ドックの補助金等となっております。

款5諸支出金、項1償還金及び還付加算金549万1,000円となっております。

4ページですが、款6、項1基金積立金、こちらは10万円でございます。

款7、項1予備費7,062万4,000円の計上でございます。

歳出合計、16億3,433万8,000円となっております。

説明は以上です。ご審議をお願いいたします。

○議長（五味高明君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

――― 日程第 30 議案第 26 号 令和 3 年度御代田町介護保険事業勘定

特別会計予算案について―――

○議長（五味高明君） 日程第 30 議案第 26 号 令和 3 年度御代田町介護保険事業勘定特別会計予算案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。阿部保健福祉課長。

（保健福祉課長 阿部晃彦君 登壇）

○保健福祉課長（阿部晃彦君） 議案書の 203 ページをお開きください。

議案第 26 号 令和 3 年度御代田町介護保険事業勘定特別会計予算案について

地方自治法第 211 条第 1 項の規定により令和 3 年度御代田町介護保険事業勘定特別会計予算を、別冊のとおり提出いたします。

令和 3 年 3 月 5 日 提出

御代田町長 小園拓志

予算書の 1 ページをお願いいたします。

令和 3 年度御代田町の介護保険（事業勘定）特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 11 億 5,387 万 4,000 円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

（一時借入金）

第 2 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一次借入金の借入の最高額は、2,000 万円と定める。

（歳出予算の流用）

第 3 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

（1）保険給付費の各項に計上した予算に過不足を生じた場合における同一款内でこれらの経費の各項の間の流用でございます。

2 ページ、お願いいたします。

第1表 歳入歳出予算。

まず、歳入でございます。

款1保険料、項1介護保険料、本年度予算額2億3,062万9,000円で、前年度比1.1%の増となっております。基準月額が4,610円で、普通徴収、現年度徴収率は88%で算定をしております。

款2分担金及び負担金、項1負担金146万2,000円で、前年度比9.3%の減となっております。こちらは、介護予防事業を利用する皆様の負担金でございます。

款3使用料及び手数料、項1手数料、督促手数料としまして4万8,000円の計上でございます。

款4国庫支出金、項1国庫負担金1億8,680万1,000円で、前年度比8.1%の増となっております。介護給付費負担金で、在宅給付費の20%、施設給付費の15%の負担率となっております。項2国庫補助金6,410万1,000円で、調整交付金と地域支援事業交付金、それから保険者機能強化推進交付金等となっております。前年度比10.7%の増でございます。

款5、項1支払基金交付金2億9,311万7,000円で、前年度比8.2%の増でございます。介護給付費に要する費用の27%、地域支援事業費の27%の負担でございます。

款6県支出金、項1県負担金1億5,220万8,000円で、前年度比5.2%の増でございます。介護給付費負担金で、在宅給付費の12.5%、施設給付費の17.5%の負担率となっております。項2県補助金1,100万9,000円で、前年度比20.1%の増でございます。こちらは、地域支援事業交付金となっております。

款7財産収入、項1財産運用収入、基金の利子といたしまして3万2,000円でございます。

款8繰入金、項1他会計繰入金1億9,322万8,000円で、一般会計から介護給付費、地域支援事業、それから、低所得者保険料軽減分、職員給与等への繰入れで、前年度比17.2%の増となっております。項2基金繰入金、介護給付費の抑制を図るため、第8期の3年間に4,000万円の基金を取り崩し、1年度につきまして1,333万円の繰入れとなっております。

3 ページをお願いいたします。

款 9、項 1 繰越金ですが、500 万円の計上でございます。

款 10 諸収入、項 1 延滞金加算金及び過料、2 万円の計上です。項 2 サービス収入 291 万 6,000 円で前年度比 10.5%の増となっております。項 3 雑入、こちらは 3,000 円の計上でございます。

歳入合計、11 億 5,387 万 4,000 円でございます。

4 ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款 1、項 1 総務費、本年度予算額 1,779 万 7,000 円で、前年度比 4.6%の増となっております。システムの委託料、それから、佐久広域連合介護認定審査会負担金等の計上となっております。

款 2、項 1 保険給付費 10 億 4,310 万 2,000 円で、前年度比 6.8%の増となっております。介護サービス給付経費の増が増額の主な要因でございます。

款 3 地域支援事業費、項 1 包括的支援事業・任意事業費 3,784 万 4,000 円で、前年度比 7.0%の減となっております。人件費や地域包括支援センターの運営経費が主なものでございます。項 2 介護予防生活支援サービス事業費 4,189 万 2,000 円で、前年度比 0.4%の減となっております。訪問型サービスや通所型サービスの委託料負担金の計上でございます。項 3 一般介護予防事業 208 万 4,000 円で、前年度比 14.0%の増となっております。介護予防教室、それから、生活サポーター養成事業等の経費となっております。

款 4、項 1 基金積立金 5 万円でございます。

款 5、項 1 諸支出金につきましては 50 万 3,000 円で、保険料等の還付経費となっております。

款 6、項 1 予備費 1,060 万 2,000 円でございます。

歳出合計、11 億 5,387 万 4,000 円でございます。

説明につきましては以上です。ご審議をお願いいたします。

○議長（五味高明君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

――― 日程第 3 1 議案第 2 7 号 令和 3 年度御代田町後期高齢者医療

特別会計予算案について―――

○議長（五味高明君） 日程第 3 1 議案第 2 7 号 令和 3 年度御代田町後期高齢者医療特別会計予算案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。阿部保健福祉課長。

（保健福祉課長 阿部晃彦君 登壇）

○保健福祉課長（阿部晃彦君） 議案書の 2 0 4 ページをお開きください。

議案第 2 7 号 令和 3 年度御代田町後期高齢者医療特別会計予算案について

地方自治法第 2 1 1 条第 1 項の規定により令和 3 年度御代田町後期高齢者医療特別会計予算を、別冊のとおり提出いたします。

令和 3 年 3 月 5 日 提出

御代田町長 小園拓志

予算書の 1 ページをお願いいたします。

令和 3 年度御代田町の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1 億 8,180 万 9,000 円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

2 ページをお願いします。

第 1 表 歳入歳出予算。

まず、歳入でございます。

款 1、項 1 後期高齢者医療保険料、本年度予算額 1 億 3,095 万 7,000 円で、こちらは、長野県後期高齢者医療広域連合の試算によりまして、前年度比 0.7% の増となっております。

款 2 使用料及び手数料、項 1 手数料、督促手数料で 2 万円でございます。

款 3 繰入金、項 1 一般会計繰入金 3,874 万 1,000 円で、前年度比 4.0% の増でございます。事務費、保険規模安定、保健事業費に対する繰入れとなっております。

ります。

款 4、項 1 繰越金、10 万円の計上でございます。

款 5 諸収入、項 1 延滞金加算金及び過料、こちらは 2 万円の計上でございます。項 2 償還金及び還付加算金、50 万 5,000 円の計上となっております。項 3 雑入、こちらは 1,146 万 6,000 円で、健診事業費広域連合の支出金、人間ドックに対する特別調整交付金となっております。

歳入合計ですが、1 億 8,180 万 9,000 円となっております。

3 ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款 1 総務費、項 1 総務管理費、本年度予算額 143 万 3,000 円で、こちらはシステムの委託料、通信運搬費が主なものでございます。項 2 徴収費、賦課徴収経費といたしまして、47 万 9,000 円の計上でございます。

款 2、項 1 後期高齢者医療広域連合納付金 1 億 6,625 万 4,000 円で、前年度比 1.6% の増となっております。こちらも広域連合から示された額での計上でございます。

款 3 保健事業費、項 1 検診事業費 233 万 5,000 円、前年度比 8.3% の増でございます。後期高齢者の検診委託料等となっております。項 2 保健事業費 1,070 万 3,000 円でございます。前年度比 68.9% 増となっております。こちら、高齢者の保険事業と介護予防等の一体的な実施事業におきまして、正規職員 1 名分のほか、会計年度任用職員 1 名分も補助対象となることから、人件費増額の計上となっております。そのほか、人間ドックの補助金を計上してございます。

款 4 諸支出金、項 1 償還金及び還付加算金 50 万 5,000 円の計上でございます。

款 5、項 1 予備費 10 万円でございます。

歳出合計、1 億 8,180 万 9,000 円でございます。

説明は以上です。ご審議をお願いいたします。

○議長（五味高明君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

この際、暫時休憩とします。

(午後 3時03分)

(休憩)

(午後 3時14分)

○議長(五味高明君) 休憩前に引き続き本会議を再開します。

会議規則第9条第2項の規定により、本日の会議時間は議事の都合であらかじめこれを延長します。

――日程第32 議案第28号 令和3年度御代田町住宅新築資金等貸付事業

特別会計予算案について――

○議長(五味高明君) 日程第32 議案第28号 令和3年度御代田町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。金井建設水道課長。

(建設水道課長 金井英明君 登壇)

○建設水道課長(金井英明君) 議案書の205ページをお願いいたします。

議案第28号 令和3年度御代田町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算案について、地方自治法第211条第1項の規定により、令和元年度御代田町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算を別冊のとおり提出いたします。

令和3年3月5日 提出

御代田町長 小園拓志

次の予算書の1ページをお願いいたします。

令和3年度御代田町の住宅新築資金等貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ73万4,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

次の2ページをご覧ください。

第1表 歳入歳出予算。

歳入です。

款 1 県支出金、項 1 県補助金、本年度予算額 18 万 3,000 円は、償還事務費の 4 分の 3 です。

款 2 繰越金、本年度予算額 9 万 1,000 円は、前年度からの繰越し見込額です。

款 3 諸収入、項 1 貸付金元利収入 4 万 2,000 円は、滞納分の収入見込額です。項 2 延滞金・加算金及び過料は科目設定です。

款 4 繰入金、項 1 他会計繰入金 41 万 7,000 円は、一般会計からの繰入れです。

したがいまして、歳入合計は、本年度予算額 73 万 4,000 円となり、前年度と比較し 51 万 8,000 円の増額です。

次の 3 ページをお願いいたします。

歳出です。

款 1 土木費、項 1 住宅費、本年度予算額 73 万 4,000 円で、主には契約書の中に既に相続が発生しているもの、存否の不明なものがあり、その調査費の委託を見込んでおります。

したがいまして、歳出合計は本年度予算額 73 万 4,000 円となり、前年度と比較いたしまして 51 万 8,000 円の増額です。

以上のとおり、ご審議をお願いいたします。

○議長（五味高明君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

―――日程第 33 議案第 29 号 令和 3 年度御代田町公共下水道事業

特別会計予算案について―――

○議長（五味高明君） 日程第 33 議案第 29 号 令和 3 年度御代田町公共下水道事業特別会計予算案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。金井建設水道課長。

（建設水道課長 金井英明君 登壇）

○建設水道課長（金井英明君） 議案書 206 ページをお願いいたします。

議案第 29 号 令和 3 年度御代田町公共下水道事業特別会計予算案について、地

方自治法第211条第1項の規定により、令和3年度御代田町公共下水道事業特別会計予算を別冊のとおり提出いたします。

令和3年3月5日 提出

御代田町長 小園拓志

次の予算書の1ページをご覧ください。

令和3年度御代田町公共下水道事業特別会計の予算は次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7億4,187万7,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

債務負担行為、第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

地方債、第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

次の2ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算。

歳入です。

款1 分担金及び負担金、項1 負担金、本年度予算額2,059万3,000円は、受益者負担金、分担金の現年分及び滞納繰越分です。前年比3,095万6,000円の理由は、株式会社平松に貸している町有地の分担金完納によるもので、令和3年度減額しております。

款2 使用料及び手数料、項1 使用料、本年度予算額3億2,245万円は、公共下水道特定環境下水道使用料の現年分及び滞納繰越分です。

項2 手数料、本年度予算額78万1,000円は、指定工事店申請手数料、督促手数料でございます。

款3 繰入金、項1 他会計繰入金2億1,473万8,000円は、一般会計からの繰入れでございます。

款4 繰越金、本年度予算額100万円は、前年度からの見込みでございます。

款5 諸収入、項1 延滞金、加算金及び過料、本年度予算額40万1,000円は、

使用料負担金の延滞金でございます。項2雑入、1万4,000円は、金抜設計手数料でございます。

款6町債、本年度予算額1億8,190万円の主なものは、資本平準化債でございます。前年比1,590万円の減額の理由は、国庫事業の本管工事及びストックマネジメント事業の完了による減額でございます。よって、国庫支出金を廃款となります。

したがって、収入合計は本年度予算額7億4,187万7,000円となり、前年度と比較いたしまして4,393万9,000円の減額でございます。

次の3ページをお願いいたします。

歳出です。

款1土木費、項1都市計画費、本年度予算額1億8,315万3,000円は、光熱水費処理場の維持管理費に伴う経費でございます。

前年比減額の主な理由としまして、本年本管の整備に伴う工事並びにストックマネジメント事業の完了による減額でございます。

款2公債費、本年度予算額5億5,772万4,000円は、公債元金及び利子の償還でございます。

款3予備費、本年度予算額は100万円です。

したがって、歳出合計は、本年度予算額7億4,187万7,000円となり、前年度と比較いたしまして4,393万9,000円の減額でございます。

次の4ページをお願いいたします。

第2表 債務負担行為。

企業会計移行業務、期間は令和3年度から令和5年度まで。限度額は3,760万円です。令和6年度から公営企業会計に移行するため、令和3年度から3か年で資産調査、会計システム構築など業務を実施してまいります。

次の5ページをお願いいたします。

第3表 地方債。

起債の目的、公共下水道事業の限度額1,990万円、資本費平準化債限度額1億5,500万円、公営企業会計適用限度額700万円、合計1億8,190万円です。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、記載のとおりでございます。

以上のとおり、ご審議をお願いいたします。

○議長（五味高明君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

―――日程第34 議案第30号 令和3年度御代田町農業集落排水事業

特別会計予算案について―――

○議長（五味高明君） 日程第34 議案第30号 令和3年度御代田町農業集落排水事業特別会計予算案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。金井建設水道課長。

（建設水道課長 金井英明君 登壇）

○建設水道課長（金井英明君） 議案書207ページをお願いいたします。

議案第30号 令和3年度御代田町農業集落排水事業特別会計予算案について

地方自治法第211条第1項の規定により、令和3年度御代田町農業集落排水事業特別会計予算を別冊のとおり提出いたします。

令和3年3月5日 提出

御代田町長 小園拓志

次の予算書の1ページをお願いいたします。

令和3年度御代田町の農業集落排水事業特別会計の予算は次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,869万3,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

次の2ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算。

歳入です。

款1 分担金及び負担金、項1 負担金、本年度予算額55万3,000円は、前年度の修繕工事費の7%と事務費でございます。

款2 使用料及び手数料、項1 使用料、本年度予算額780万1,000円は、下

水道使用料の現年分及び滞納繰越分です。

項 2 手数料、こちらは科目設定でございます。

款 3 繰入金、項 1 他会計繰入金、本年度予算額 2,003 万 6,000 円は、一般会計からの繰入れでございます。

款 4 繰越金、本年度予算額 30 万円は、前年度からの見込額でございます。

款 5 諸収入、項 1 延滞金、加算金及び過料、2 の雑入、こちらはそれぞれ項目設定でございます。

したがいまして、歳入合計は本年度予算額 2,869 万 3,000 円となり、前年度と比較いたしまして 54 万 4,000 円の減額でございます。

3 ページをお願いいたします。

歳出です。

款 1 農林水産業費、項 1 農地費、本年度予算額 1,097 万円は、処理場の維持管理に関する経費でございます。

款 2 公債費、本年度予算額 1,737 万 3,000 円は、町債の元金及び利子の償還でございます。

款 3 予備費、本年度予算額 35 万円でございます。

したがいまして、歳出合計は本年度予算額 2,869 万 3,000 円となり、前年度と比較いたしまして 54 万 4,000 円の減額でございます。

以上のとおり、ご審議をお願いいたします。

○議長（五味高明君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

――― 日程第 35 議案第 31 号 令和 3 年度個別排水処理施設整備事業

特別会計予算案について―――

○議長（五味高明君） 日程第 35 議案第 31 号 令和 3 年度個別排水処理施設整備事業特別会計予算案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

金井建設水道課長。

(建設水道課長 金井英明君 登壇)

○建設水道課長(金井英明君) 議案書の208ページをお願いいたします。

議案第31号 令和3年度御代田町個別排水処理施設整備事業特別会計予算について

地方自治法第211条第1項の規定により、令和3年度御代田町個別排水処理施設整備事業特別会計予算を別冊のとおり提出いたします。

令和3年3月5日 提出

御代田町長 小園拓志

次の予算書の1ページをお願いいたします。

令和3年度御代田町の個別排水処理施設整備事業特別会計の予算は次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,170万1,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

次の2ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算。

歳入です。

款1 使用料及び手数料、項1 使用料、本年度予算額556万6,000円は、処理施設99基分の使用料でございます。項2 手数料、こちらは科目設定でございます。

款2 繰入金、項1 他会計繰入金、本年度予算額633万円は、一般会計からの繰入れでございます。

款3 繰越金、本年度予算額10万円は、前年度からの見込みでございます。

款4 諸収入、項1 延滞金、加算金及び過料、こちらは科目設定でございます。

したがって、収入合計は本年度予算額1,170万1,000円となり、前年度と比較いたしまして87万1,000円の減額でございます。

次の3ページをお願いいたします。

歳出です。

款1 衛生費、項1 保健衛生費、本年度予算額559万1,000円は、施設修繕

料、管理委託料が主なものでございます。

款 2 公債費、本年度予算額 5 9 1 万円は、町債の元金及び利子の償還でございます。

款 3 予備費、本年度予算額 2 0 万円です。

したがいまして、歳出の合計は本年度予算額 1, 1 7 0 万 1, 0 0 0 円となり、前年度と比較いたしまして 8 7 万 1, 0 0 0 円の減額でございます。

以上のとおり、ご審議をお願いいたします。

○議長（五味高明君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

――― 日程第 3 6 議案第 3 2 号 令和 3 年度御代田町小沼水道事業

会計予算案について―――

○議長（五味高明君） 日程第 3 6 議案第 3 2 号 令和 3 年度御代田町小沼水道事業会計予算案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

金井建設水道課長。

（建設水道課長 金井英明君 登壇）

○建設水道課長（金井英明君） 議案書 2 0 9 ページをお願いいたします。

議案第 3 2 号 令和 3 年度御代田町小沼水道事業会計予算案について

地方公営企業法第 2 4 条第 2 項の規定により、令和 3 年度御代田町小沼水道事業会計予算を別冊のとおり提出いたします。

令和 3 年 3 月 5 日 提出

御代田町長 小園拓志

別冊の予算書の 1 ページをお願いいたします。

令和 3 年度御代田町小沼水道事業会計予算、第 1 条 平成 3 0 年度御代田町小沼水道事業会計の予算は次に定めるところによる。

第 2 条 業務の予定量は次のとおりとする。

（1）給水件数 4, 2 5 0 件は、昨年度より 1 0 0 件の増加を見込んでおります。

(2) 年間総有収水量 78 億 7,000 m³ の増加を見込んでおります。

(3) 1 日の平均有収水量 2,156 m³ は、前年度より 11 m³ の増加になります。

(4) 主な建設改良工事、上水道改良工事総事業費 8,179 万 1,000 円は、西軽井沢地区配水管布設工事に関するもの及び寺沢配水池浄水処理施設に関する設計業務でございます。

第 3 条 収益的収入及び支出の予算額は次のとおり定める。

収入、第 1 款第 1 項営業収入 1 億 6,864 万 9,000 円の主なものは、水道使用料、消火栓管理料でございます。第 2 項営業外収益 1,898 万円は、減価償却の国庫補助分でございます。

したがいまして、第 1 款水道事業収益として 1 億 8,762 万 9,000 円となり、前年度と比較いたしまして 45 万 8,000 円の増額でございます。

支出です。

第 1 款第 1 項営業費用 1 億 5,689 万 7,000 円の主なものは、浅麓水道企業団からの受水費、水道メーター有効期限満了に伴う修繕費、職員 4 名分の総計費でございます。第 2 項営業外費用 1,436 万 9,000 円は、企業債利息、消費税の還付でございます。第 4 項予備費 50 万円でございます。

したがいまして、第 1 款水道事業用として 1 億 7,176 万 6,000 円となり、前年度と比較いたしまして 179 万 8,000 円の減額でございます。

第 4 条 資本的収入及び支出の予算額は次のとおり定める。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額、資本的収支の差額 1 億 679 万 6,000 円は、建設改良積立金 4,451 万 2,000 円、損益勘定留保資金といたしまして、現金の出し入れを伴わない減価償却費から、長期前受金を差し引いた額 6,228 万 4,000 円で補填するものとする。

収入です。

第 1 款第 1 項企業債はございません。第 2 項工事負担金 643 万 5,000 円は、新規加入金 45 件分を見込んでおります。第 3 項補助金 630 万円は、寺沢配水池に関するもので一般会計支出債として繰り入れるものでございます。

したがいまして、第 1 款資本的収入として 1,273 万 5,000 円です。こちらは、前年度と比較いたしまして 630 万円の増額でございます。

2 ページをお願いいたします。

支出です。

第 1 款第 1 項建設改良費 8,233 万 6,000 円、こちらは西軽井沢地区の配水管布設工事及び寺沢配水池の浄水処理施設に関する設計業務でございます。第 2 項企業債償還金 3,519 万 5,000 円は、企業債元金の償還でございます。第 3 項予備費は 200 万円です。

したがいまして、第 1 款資本的支出 1 億 1,953 万 1,000 円となり、前年度と比較いたしまして 4,085 万 5,000 円の増額でございます。

第 5 条 一時的借入金の限度額は 1,000 万円と定める。借入れの予定はございませんが、緊急時の対応として限度額を定めるものでございます。

第 6 条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員の給与費 2,533 万 4,000 円は、5 ページの総係費の給料、手当、福利厚生費でございます。

(2) 公債費 5 万円は、6 ページの塩野上宿用水組合の会合費でございます。

第 7 条 棚卸資金の購入限度額は 266 万 9,000 円と定める。

続きまして、15 ページをご覧ください。

令和 3 年度御代田小沼水道事業予定キャッシュフローの計算書でございます。令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの現金の流れを示したものでございます。

科目 1、業務活動によるキャッシュフローは、本業である水道事業の売上げによる収入、仕入れによる支出、職員給料などの支出を示したもので 7,921 万 7,000 円でございます。

2、投資活動によるキャッシュフローは、将来的な建設投資による支出、固定資産の売却などの収入を示したもので、6,905 万 6,000 円のマイナスでございます。

3、財務活動によるキャッシュフローは、資金調達に関するもので借入金による収入、返済による支出を示したものです。こちらは 3,519 万 5,000 円のマイナスとなります。

よって、4、資金の減少額は2,503万4,000円となり、5、資金機首残高は8億3,912万1,000円。

6、資金期末の残高は8億1,408万7,000円となります。

以上のとおり、ご審議をお願いいたします。

○議長（五味高明君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

―――日程第37 議案第33号 令和2年度御代田町

一般会計補正予算案（第12号）について―――

○議長（五味高明君） 日程第37 議案第33号 令和2年度御代田町一般会計補正予算案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

荻原企画財政課長。

（企画財政課長 荻原春樹君 登壇）

○企画財政課長（荻原春樹君） 議案書210ページをお開きください。

議案第33号 令和2年度御代田町一般会計補正予算案について

地方自治法第218条第1項の規定により、令和2年度御代田町一般会計補正予算（第12号）を別冊のとおり提出する。

令和3年3月5日 提出

御代田町長 小園拓志

予算書の1ページをお開きください。

令和2年度御代田町の一般会計補正予算（第12号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億6,923万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ83億4,553万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

繰越明許費、第2条 自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

地方債の補正、第3条 地方債の追加及び変更は、「第3表 地方債補正」による。

次の2ページからの「第1表 歳入歳出予算の補正」の説明につきましては、資料番号3で説明をさせていただきます。

令和2年度一般会計の補正予算内容となっております。

初めに歳入です。

款1町税、項1町民税6,566万2,000円減額をしてございます。個人町民税は4,433万8,000円の増で、こちらは給与所得の増によるものでございます。法人町民税は1億1,000万円の減額で計上をしてございます。固定資産税は2,297万3,000円の増でございます。主に償却資産の増となっております。

款2地方譲与税から款9の自動車取得税交付金ですが、こちらは今年度末までの県の収入見込みによる増減を計上させていただいております。合計で1,097万8,000円減額でございます。

款14使用料及び手数料、項1使用料です。818万6,000円の減でして、こちら新型コロナウイルス感染拡大による施設使用料の減となっております。複合文化施設使用料で178万4,000円の減、博物館入館料は435万円の減、保健体育施設では159万5,000円の減を見込んでございます。

款15国庫支出金、項1国庫負担金は新型コロナウイルスワクチン接種対策費の負担金等の増はございましたが、災害復旧費負担金3,578万8,000円の減によりまして3,102万2,000円の減となっております。

項2国庫補助金は1,145万2,000円の減額です。こちらコロナ対応の地方創生臨時交付金で、522万5,000円の増はございましたが、社会資本整備総合交付金1,167万2,000円によりまして、項2の合計1,145万2,000円減額でございます。

2ページをお願いいたします。

款18寄附金でございます。1,500万円の増です。こちらは指定寄附金で計上いたしました500万円を、ふるさと納税寄附金に組み替えまして、さらにふる

さと納税寄附金を2,000万円増額といたしまして、合計2億2,000万円といたしました。

款19繰入金、項1の基金繰入金は、1億731万4,000円の減額です。財政調整基金の繰入金を1億31万4,000円の減額をいたしまして、補正後の額を1億1,000万円とさせていただきます。

また、面替地区の地域振興基金の繰入金700万円の減につきましては、令和2年度の支出見込みがないため、700万円減額としてございます。

款22の町債3,175万1,000円の増額でございます。土木費の道路橋梁債ですが、こちらは補助事業費の枠が確定により減額をしてございます。また、災害復旧事業費につきましても、事業費減額に伴う減としております。

それと、減収補填債につきましては、コロナの影響から減収が見込まれます地方消費税交付金、市町村たばこ税、ゴルフ場利用税交付金、地方揮発油譲与税の4税に対する減収補填債となっております。歳入合計1億6,923万4,000円の減でございます。

資料3ページをお願いいたします。

こちら歳出になります。

款3民生費項2の児童福祉費は794万8,000円の増でございます。それぞれ保育施設の加算費の増加や途中入園の人数の増などによりまして、地域型保育給付費認定こども園の施設給付費増額をしてございます。

款4衛生費項2清掃費2,971万8,000円の減でございます。一般廃棄物の処理委託料としまして、可燃物の処理分になります2,291万5,000円の減です。また、面替地区の地域振興基金事業としまして700万円減額をしております。

款6農林水産業費項1農業費1,064万9,000円の減です。農業者向けのみよたん給付金確定により930万円減額をしております。

款8土木費項2道路橋梁費3,716万7,000円の減でございます。社会資本整備総合交付金事業の補助事業枠の確定による減と、町単独道路新設改良費の減によるものでございます。

項4の都市計画費1,677万4,000円減額をしております。こちらは、主なものとして公共下水道事業の特別会計繰出金1,633万5,000円の減となっております。

次の４ページお願いいたします。

款９消防費です。１，７７７万２，０００円の減でございます。消防署の用地の購入交渉がまとまらず、用地費と設計費減額をしております。

款１０教育費項２小学校費、また項３の中学校費の増額でございますが、こちらはコロナ対策として交付されます学校保健特別対策事業補助金、こちらを受けまして、アルコール消毒液等の消耗品や非接触の体温測定器等の備品購入の増額をお願いしております。

款１１災害復旧費項１農林水産業施設災害復旧費４，２２５万６，０００円の減額でございます。本年度事業費確定に伴いまして町単独災害、国庫補助災害、それぞれ減額をしております。

歳出合計１億６，９２３万４，０００円の減でございます。

補正予算書の６ページをお開きください。

第２表 繰越明許費でございます。合計１０事業で１億７，１３４万３，０００円を計上させていただいております。こちら新型コロナウイルス感染拡大の影響や令和元年度の台風１９号災害の佐久地域における事業発注が重なり、作業員、資材の調達が困難になったこと、また国の交付金の決定が２月になるなど、年度内の完了が見込めないため計上させていただいております。

初めに、款２総務費項１総務管理費は、第５次長期振興計画策定事業の印刷製本費でございます。１６２万８，０００円であります。

款４衛生費項１保健衛生費新型コロナウイルスワクチン予防接種事業は、高齢者以外のワクチン接種券の策定委託料で、４０５万３，０００円であります。

款６農林水産業費項３農地費、農産漁村地域整備交付金基盤整備促進事業は、児玉雨池地区の農業用排水路の改修事業で１，７２５万２，０００円です。

款８土木費項２道路橋梁費、社会資本整備総合交付金事業の橋梁修繕事業で、３年度予定していました橋梁の設計委託料でございます。１，１８０万円です。社会資本整備の総合交付金事業の道路修繕事業でございます。こちら町道七口線の用地費、補償費、工事請負費で９，５２２万円であります。

項４年計画費、都市計画道路の見直し検討事業で、こちら委託料となっております。６４９万円であります。

款１０教育費項１教育総務費のＧＩＧＡスクール整備事業は、プロジェクターの

購入費で630万円であります。同じく項2の小学校費、項3の中学校費では、学校保健特別対策事業でございまして、先ほども説明をさせていただきましたとおり、学校保健特別対策事業補助金を受け、購入をいたします消耗品と備品購入費で、コロナの対策事業費でございまして120万円であります。

款11災害復旧費項1農林水産業施設災害復旧費は、国庫補助の災害復旧事業費でありまして、令和元年度災の坪ノ内地区の頭首工、下仁桑地区の農道、令和2年度災の井戸沢地区の水道復旧事業、合わせまして2,500万円を計上させていただいております。

7ページをお開きください。

第3表 地方債補正でございます。

初めに、追加でございます。起債の目的は減収補填債、限度額7,855万1,000円でございます。起債の方法、証書借入れまたは証券発行、利率は年4.0%以内としてございます。

償還の方法、政府資金については、その融資条件により銀行その他の場合はその債権者と協定するものとしております。ただし、町財政の都合により据置き期間及び償還期限を短縮し、または繰上償還もしくは低利に借り換えることができるものとしてございます。

続きまして、8ページお願いいたします。

変更でございます。5事業につきまして全て事業費の見込みによりまして限度額減額をしております。公共事業等債は限度額7,880万円を1,120万円減額としまして、6,760万円としてございます。公共施設等適正管理推進事業債7,180万円を1,240万円減としまして5,940万円に、また緊急防災減災事業は1,200万円を290万円減額し、910万円と、災害対策費は1,120万円を900万円減としまして220万円としてございます。

それと、農地農林漁業施設の災害復旧費3,730万円を1,130万円減しまして2,600万円としてございます。

説明は以上です。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（五味高明君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。市村議員。

○13番（市村千恵子君） 議席番号13番、市村千恵子です。25ページ、それから

26 ページにかけてですが、款3 民生費項2 児童福祉費目1 児童福祉総務費の説明欄のほうの12060 地域型保育給付費235万7,000円の増、そしてその下になりますが、18040 施設型給付費104万4,000円の増、そして18040 施設型給付費の251万円の増、上のほうは幼稚園の振興ですね。251万円は認定こども園の振興費、それぞれ増になっているんですが、この理由についてお願いします。

○議長（五味高明君） 柳沢町民課長。

○町民課長（柳沢俊義君） それではお答えいたします。

まず、25 ページの地域型保育給付費235万7,000円につきましては、小規模保育事業所のおひさまの単価に賃借料加算が増えたこと、また軽井沢町にありますおおきなあれ保育園及び東御市にあります第1おひさまこども園の過半率が上がったことでございます。

続きまして、26 ページの幼稚園振興経費104万4,000円でございます。こちらは、小諸市にあります暁の星幼稚園について、従来報告していただいていた加算のほかに、チーム保育料加算ですとか療育支援加算といった8つの加算が対象になったこと、また加算率の上昇が主な原因でございます。

続きまして、その下、認定こども園振興経費の施設型給付費251万円でございますが、こちらは小諸市にありますみすず幼稚園、それから小諸幼稚園での新たな加算が対象となったこと、それから加算率の上昇、それから入園児童の増加したことが主な理由でございます。

以上です。

○議長（五味高明君） 市村議員。

○13番（市村千恵子君） 終わります。

○議長（五味高明君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

――― 日程第38 議案第34号 令和2年度御代田町国民健康保険事業勘定

特別会計補正予算案（第5号）について―――

○議長（五味高明君） 日程第38 議案第34号 令和2年度御代田町国民健康保険事

業勘定特別会計補正予算案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

阿部保健福祉課長。

(保健福祉課長 阿部晃彦君 登壇)

○保健福祉課長(阿部晃彦君) 議案書の211ページをお開きください。

議案第34号 令和2年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算案について

地方自治法第218条第1項の規定により、令和2年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第5号)を別冊のとおり提出いたします。

令和3年3月5日 提出

御代田町長 小園拓志

予算書の1ページをお願いいたします。

令和2年度御代田町の国民健康保険事業勘定特別会計予算(第5号)は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,398万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億9,283万6,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

2ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正。

まず、歳入でございます。

款4 県支出金、項1 県補助金、補正額5,398万1,000円の増額でございます。給付費の増額に伴います普通交付金の増額となっております。歳入合計同額の5,398万1,000円の増額でございます。

3ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款1 総務費項1 総務管理費、補正額6万6,000円の増額でございます。こちらは、国保資格システムの様式の追加に伴いますシステム改修費の増額でございます。

款 2 保険給付費項 1 療養諸費 4,159 万 5,000 円の増額でございます。こちらは一般被保険者療養給付費の 1 月までの実績から残りの見込額を試算し、不足分を増額してございます。項 2 高額療養費 1,238 万 6,000 円の増額でございます。こちらでも一般被保険者、高額療養費の 1 月までの実績から残りの見込額を試算し、不足分を増額としてございます。

款 7 項 1 予備費 6 万 6,000 円の減額、こちらで調整をしてございます。

歳出合計 5,398 万 1,000 円の増額補正でございます。

説明は以上です。ご審議をお願いいたします。

○議長（五味高明君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

――― 日程第 39 議案第 35 号 令和 2 年度御代田町介護保険事業勘定

特別会計補正予算案（第 3 号）について―――

○議長（五味高明君） 日程第 39 議案第 35 号 令和 2 年度御代田町介護保険事業勘定特別会計補正予算案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

阿部保健福祉課長。

（保健福祉課長 阿部晃彦君 登壇）

○保健福祉課長（阿部晃彦君） 議案書の 212 ページをお願いします。

議案第 35 号 令和 2 年度御代田町介護保険事業勘定特別会計補正予算案について

地方自治法第 218 条第 1 項の規定により、令和 2 年度御代田町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第 3 号）を別冊のとおり提出いたします。

令和 3 年 3 月 5 日 提出

御代田町長 小園拓志

予算書の 1 ページをお開きください。

令和 2 年度御代田町の介護保険事業勘定特別会計補正予算（第 3 号）は次に定めるところによる。

歳入歳出の補正、第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億3,581万3,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

2ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正。

まず、歳入でございます。

款4 国庫支出金項1 国庫負担金、補正額106万6,000円の増額でございます。こちらは、介護サービス等諸費の増に伴います増額でございます。項2 国庫補助金145万7,000円の減額でございます。こちらは、新型コロナウイルスの影響で中止しました通所サービスや研修、それから見直しを行いました配食事業等に伴います減額となっております。

款5 項1 支払基金交付金73万1,000円の増額でございます。こちらは、介護サービス等諸費等の増額に伴います増となっております。

款6 県支出金項1 県負担金66万6,000円の増額でございます。こちらにも介護サービス等諸費の増額に伴います増でございます。項2 県補助金79万4,000円の減額でございます。こちらは地域支援事業の減に伴います減額となっております。

款8 繰入金項1 他会計繰入金14万4,000円の減額でございます。こちらにも地域支援事業等の減額に伴います減となっております。歳入合計6万8,000円のこちら増額となっております。

3ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款1 項1 総務費、補正額1万7,000円の減額でございます。こちらは佐久広域連合介護認定審査会負担金の減額等によるものでございます。

款2 項1 保険給付費533万4,000円の増額となっております。こちらは、実績に基づきまして居宅介護サービス給付費等の増となっております。

款3 地域支援事業費項1 包括的支援事業・任意事業費242万1,000円の減額でございます。こちらは、見守りのための配食事業としたため、食数等が減少となっております。その分の事業費の減少でございます。項2 介護予防生活支援サー

ビス事業費、こちら262万9,000円の減額でございます。新型コロナウイルスの影響によりまして、通所型サービス等を中止したことに伴います減額となっております。

款6項1予備費19万9,000円の減額でございます。

歳出合計6万8,000円の増額補正でございます。

説明は以上です。ご審議をお願いいたします。

○議長（五味高明君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

―――日程第40 議案第36号 令和2年度御代田町後期高齢者医療

特別会計補正予算案（第4号）について―――

○議長（五味高明君） 日程第40 議案第36号 令和2年度御代田町後期高齢者医療特別会計補正予算案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

阿部保健福祉課長。

（保健福祉課長 阿部晃彦君 登壇）

○保健福祉課長（阿部晃彦君） 議案書の213ページをお開きください。

議案第36号 令和2年度御代田町後期高齢者医療特別会計補正予算案について
地方自治法第218条第1項の規定により、令和2年度御代田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）を別冊のとおり提出いたします。

令和3年3月5日 提出

御代田町長 小園拓志

予算書1のページをお開きください。

令和2年度御代田町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ87万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億7,888万1,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

2 ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正。

まず歳入でございます。

款1項1 後期高齢者医療保険料、補正額82万7,000円の増額でございます。令和3年1月調定額に基づく補正となっております。

款5 諸収入項1 延滞金、加算金及び過料5万円の増額でございます。こちら収納見込みからの増額でございます。収入合計87万7,000円の増額でございます。

3 ページをお願いいたします。

歳出。

款2項1 後期高齢者医療広域連合納付金、こちら87万7,000円の増額でございます。徴収しました保険料等を広域連合へ納付するための増額でございます。

歳出合計、同額の87万7,000円の増でございます。

説明は以上です。ご審議をお願いいたします。

○議長（五味高明君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

―――日程第41 議案第37号 令和2年度御代田町公共下水道事業

特別会計補正予算案（第4号）について―――

○議長（五味高明君） 日程第41 議案第37号 令和2年度御代田町公共下水道事業特別会計補正予算案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

金井建設水道課長。

（建設水道課長 金井英明君 登壇）

○建設水道課長（金井英明君） 議案書の214ページをお願いいたします。

議案第37号 令和2年度御代田町公共下水道事業特別会計補正予算案について地方自治法第218条第1項の規定により、令和2年度御代田町公共下水道事業

特別会計補正予算（第４号）を別冊のとおり提出いたします。

令和３年３月５日 提出

御代田町長 小園拓志

次の補正予算書の１ページをお願いいたします。

令和２年度御代田町の公共下水道事業特別会計補正予算案（第４号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第１条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ１３７万５,０００円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ８億１５７万７,０００円とする。

２ 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表 歳入歳出予算補正」による。

繰越明許費、第２条 地方自治法第２１３条第１項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第２表 繰越明許費」による。

次の２ページをお願いいたします。

第１表 歳入歳出予算補正。

歳入です。

款２ 使用料及び手数料項１ 使用料、補正額１,４９６万円の増額は、公共下水道使用料の見込額でございます。

款４ 繰入金項１ 他会計繰入金、補正額１,６３３万５,０００円の減額は、一般会計からの繰入れでございます。したがって、収入合計は補正額１３７万５,０００円の減額となり、総額８億１,５７７万７,０００円でございます。

次の３ページをご覧ください。

歳出です。

款１ 土木費項１ 都市計画費、補正額１３７万５,０００円の減額です。これは、下水道台帳作成業務委託などの事業費の確定によるものでございます。

款２ 公債費、補正額は、こちらの変更はございません。

したがって、歳出合計は補正額１３７万５,０００円となり、総額８億１,５７７万７,０００円でございます。

次の４ページをご覧ください。

第２表 繰越明許費。

款 1 土木費項 1 都市計画費、事業名は公共下水道建設事業、金額は 1,100 万円でございます。こちらは社会資本整備総合交付金事業を実施いたしますストックマネジメント実施計画の策定業務でございます。国の 3 次補正で国庫補助金を確保することができましたので、前倒して実施するものでございます。

以上のとおり、ご審議をお願いいたします。

○議長（五味高明君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

以上で、全ての議案に対する質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第 4 号及び議案第 5 号並びに議案第 10 号から議案第 37 号までについては、会議規則第 39 条の規定により、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、議案付託表のとおり、各常任委員会に付託することに決しました。

―――日程第 4 2 報告第 1 号 令和 3 年度御代田町土地開発公社事業計画

及び予算の報告について―――

○議長（五味高明君） 日程第 4 2 報告第 1 号 令和 3 年度御代田町土地開発公社事業計画及び予算の報告についてを議題とします。

報告を求めます。

荻原企画財政課長。

（企画財政課長 荻原春樹君 登壇）

○企画財政課長（荻原春樹君） 議案書 215 ページをお開きください。

報告第 1 号 令和 3 年度御代田町土地開発公社事業計画及び予算の報告について 令和 3 年度御代田町土地開発公社事業計画及び予算を令和 3 年 2 月 17 日、御代田町土地開発公社理事会において決定し、提出されましたので、地方自治法第 243 条の 3 第 2 項により別紙のとおり報告する。

令和3年3月5日 提出

御代田町長 小園拓志

次の補正ページの1枚おめくり頂きまして、資料の1ページをお願いいたします。

令和3年度御代田町土地開発公社事業計画です。令和3年度御代田町土地開発公社の事業計画を次のとおりとする。

1、用地売却計画

(1) 用地名 旧鉄道用地。

(2) 売却予定面積 313m²。

(3) 売却予定金額 65万3,792円でございます。

こちらは、現在所有しております旧鉄道用地の売却を計上しています。

資料2ページをお願いいたします。

令和3年度御代田町土地開発公社の予算です。

総則第1条、令和3年度御代田町土地開発公社の予算は次に定めるところによる。収益的収入及び支出。

第2条 収益的収入及び支出の予定額は次のとおりと定める。

初めに収入です。第1款事業収益第1項公有地取得事業収益65万4,000円は、先ほど計画に計上いたしました土地の売却収入でございます。

第2款事業収益第1項の受取利息は1,000円で、こちらは預金利子収入であります。収入合計65万5,000円となっております。

支出。

第1款事業原価、第1項公有地取得事業原価64万1,000円であります。

第2款第1項販売費及び一般管理費18万3,000円でございます。こちらは理事の報酬、法人の町県民税等の事務費となっております。支出合計は82万4,000円でございます。

収益的収入、支出の差引額はマイナス16万9,000円となっております。

3ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出です。こちらは、収入、支出とも0円としてございます。

次の4ページから7ページは、ただいま説明いたしました事業計画予算の明細でございます。

8ページ、9ページは予定損益計算書、予定貸借対照表、10ページにつきまし

ては、予定のキャッシュフロー計算書となっております。

11ページからは、附属明細書を添付させていただいております。後ほどご確認をお願いいたします。

以上、報告いたします。

○議長（五味高明君） 以上で報告を終わります。

これより、報告に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって令和3年度御代田町土地開発公社事業計画及び予算の報告を終わります。

――日程第43 諮問第4号 人権擁護委員の推薦につき

意見を求めることについて――

○議長（五味高明君） 日程第43 諮問第4号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

阿部保健福祉課長。

（保健福祉課長 阿部晃彦君 登壇）

○保健福祉課長（阿部晃彦君） 議案書217ページをお開きください。

諮問第4号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて。

下記の者を人権擁護委員として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

記といたしまして、氏名 長田芳子氏でございます。

令和3年3月5日 提出

御代田町長 小園拓志

本年6月30日をもちまして、人権擁護委員1名の任期が満了となります。後任として推薦したいため、議会の意見を求めるものでございます。

なお、任期につきましては、本年7月1日から令和6年6月30日までの3年間となります。

以上のとおり、よろしくお願いをいたします。

○議長（五味高明君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより諮問に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

お諮りします。本件は討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、諮問第4号を採決します。本案は原案のとおり適任とすることに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手多数であります。よって、諮問第4号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、適任という意見を付することに決しました。

―――日程第44 陳情第21号 最低賃金の改善と

中小企業支援の拡充を求める陳情―――

○議長(五味高明君) 日程第44 陳情第21号 最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める陳情については、お手元に配付してあります陳情付託表のとおり、会議規則第92条の規定により、所管の常任委員会に付託しますので、審査をお願いします。

以上で、本日の議事日程を全て終了しました。

本日はこれにて散会します。お疲れさまでした。

散 会 午後 4時24分